

官報

昭和三十九年十二月十八日

○第四十七回 衆議院會議録 第十一号(一)

昭和三十九年十二月十八日(金曜日)

議事日程 第七号

昭和三十九年十二月十八日

午前十時開議

第一 昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十七年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十七年度国税収納金整理資金受払
計算書

第二 昭和三十七年度政府関係機関決算書

第三 昭和三十七年度国有財産増減及び現在額
總計算書

第四 昭和三十七年度国有財産無償貸付状況總
計算書

第五 昭和三十七年度物品増減及び現在額總計
算書

〔請願日程は本号(一)末尾に掲載〕

○本日の會議に付した案件

在外財産問題審議会委員任命につき国会法第三
十九条但書の規定により議決を求めるの件

昭和三十九年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一)

在外財産問題審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

算 昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十七年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十七年度国税収納金整理資金
受払計算書

算 昭和三十七年度政府関係機関決算書

算 昭和三十七年度国有財産増減及び現
在額總計算書

算 昭和三十七年度国有財産無償貸付状
況總計算書

算 昭和三十七年度物品増減及び現在額
總計算書

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融
通に関する暫定措置法等の一部を改正する法
律案(芳賀貢君外十八名提出)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融
通に関する暫定措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

請願日程 人事院勧告に基づく給与改定の財源
措置に関する請願外九百十四請願

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願外四百
四十七請願

内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外
務委員会、大蔵委員会、文教委員会、社会労
働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運

輸委員会、通信委員会、建設委員会、予算委
員会、決算委員会及び議院運営委員会並びに
災害対策特別委員会及び石炭対策特別委員会
において、各委員会から申出のあつた案件に
ついて閉会中審査するの件(議長発議)
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法
律案(第四十六回国会、内閣提出)(參議院送
付)

午後三時六分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

在外財産問題審議会委員任命につき国会法第
三十九条但書の規定により議決を求めるの
件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、在外財産問題審議会委員に本院議員
秋田大助君、同受田新吉君、同三池信君、同村山
喜一君、參議院議員平島敏夫君、同大和与一君を
任命するため、国会法第三十九条但書の規定によ
り本院の議決を得たいとの申し出があります。右
申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ
て、そのとおり決しました。

算 昭和三十七年度一般会計歳入歳出
決算
昭和三十七年度特別会計歳入歳出
決算
昭和三十七年度国税収納金整理資
金受払計算書
昭和三十七年度政府関係機関決算
書

算 昭和三十七年度国有財産増減及び
現在額總計算書

算 昭和三十七年度国有財産無償貸付
状況總計算書

算 昭和三十七年度物品増減及び現在
額總計算書

○議長(船田中君) 日程第一、昭和三十七年度一
般会計歳入歳出決算、昭和三十七年度特別会計歳
入歳出決算、昭和三十七年度国税収納金整理資金

昭和三十三年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一) 昭和三十三年一般會計歳入歳出決算外六件

受払計算書、昭和三十三年度政府関係機関決算書、日程第二、昭和三十三年度国有財産増減及び現在額計算書、日程第三、昭和三十三年度国有財産無償貸付状況計算書、日程第四、昭和三十三年度物品増減及び現在額計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長堀川恭平君。

〔報告書は本号(一)末尾に掲載〕

〔堀川恭平君登壇〕

○堀川恭平君 ただいま議題となりました昭和三十三年度決算外三件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、各件の概要について申し上げます。

まず、昭和三十三年度決算であります。一般會計の決算額は、歳入二兆九千四百七十六億円余、歳出二兆五千五百六十六億円余、その歳入超過額は三千九百十億円余となっております。

特別會計の数は四十一、その決算総額は、歳入四兆七千九百八十四億円余、歳出四兆二千八百三十六億円余、その歳入超過額は五千四百四十七億円余となっております。

国税収納金整理資金の収納済額は二兆二千二百一億円余、支払い命令済額及び歳入への組入額は二兆二千四百四十六億円余となっております。

政府関係機関の数は十三、その決算総額は、歳入二兆三千六百九十二億円余、支出二兆一千七百四十七億円余となっております。

次に、昭和三十三年度国有財産増減及び現在額

總計算書であります。昭和三十三年度中に増加した国有財産の額は、一般、特別両會計を合わせて四千七百三十一億円余、同じく減少額は二千五百二億円余、差引純増加額は二千二百二十九億円余となり、本年度末現在額は三兆四千九百九十三億円余となっております。

次に、昭和三十三年度国有財産無償貸付状況總計算書であります。昭和三十三年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別両會計を合わせて四十四億円余、同じく減少額は七億円余、差引純増加額は三十七億円余となり、本年度末現在額は二百二十八億円余となっております。

次に、昭和三十三年度物品増減及び現在額總計算書であります。昭和三十三年度中に増加した物品の額は、一般、特別両會計を合わせて九百五十九億円余、同じく減少額は六百億円余、差引純増加額は、価格改定分を含め三百六十四億円余となり、本年度末現在額は二千八百八十二億円余となっております。

各件のうち、決算及び物品計算書は昨年十二月二十四日、国有財産関係計算書二件は本年一月二十八日、第四十六回国会に提出され、いずれも同日本委員会に付託されました。委員会は、本年一月二十九日、各件について大蔵省当局よりその概要説明を、會計検査院より検査報告の概要説明を聴取した後、慎重審議を尽くしたのであります。

委員会は、昨十七日、決算外三件の審査を終了し、決算については、直ちに委員長より議決案を提案し、自由民主党、日本社会党、民主社会党各代表の賛成討論の後、採決の結果、全会一致をもって議決案のとおり議決し、次いで、他の三件について採決の結果、各件はいずれも是認すべきものと全会一致をもって議決した次第であります。

決算議決の内容につきましては、會議録でごらん願うことといたしまして、その概要について申し上げます。

一、本年度決算を、予算の効率的使用及びその実績の観点から審査した結果、次の諸点について特に配慮をなし、財政運営の適正化につとめるべきである。

すなわち、補助金の支出について見ると、補助の対象として不適当なもの、事業費の積算が過大なもの、工事の施行が不良で、補助の目的を達していないものなどの事例が多数認められる。政府は、事業主体に対し、適切な啓発、指導を行なうとともに、補助金交付の申請内容及び完成後の実績の適切な調査、確認等を行ない、補助金予算の適正、効率的な使用につとめるべきである。

公共用地の取得にあたって、必要のない土地をあわせて買収したり、通常生ずる損失とは考えられないようなものに補償を行ったり、用地に特に関係のない地元住民に協力料を支払ったりするなど、通常の限度を逸脱しているものが見受けられるのは、はなはだ遺憾である。政府は、今後公共事業の施行にあたっては、関係諸法規の活用その他適切な処置により、適正な対価で円滑に用地を取得するよう格段の努力を払うべきである。

會計経理関係法令に違反して、予算外の経理を行なったものが見受けられるのは遺憾である。関係者の反省を促すとともに、今後の再発防止につき万全の処置が望ましい。

国有財産の管理及び処分について見ると、評価が適切を欠き、売り払い価額や貸し付け料が低廉となり、国に不利な結果をもたらしたものの、他用途に転用されているもの、無断使用の事例が見受けられるほか、事務処理に迅速的確を欠く点が認められる。

められる。政府は、売り払い、貸し付けについて評価の適正を期するとともに、管理、監督体制を強化するなどの処置を講じ、国有財産の管理、処分の適正化に一そう努力を払うべきである。

職員の不正行為のうち、貯金預け入れ等の受け入れ処理をしないで領得したり、預金者から証書を預かり保管中はしきりに払い戻して領得したりして、国に損害を与えたものが多数見受けられる。政府は、職員の自覚を喚起するとともに、内部牽制組織の確立などの予防措置を講じて、すみやかにこれら不正行為の根絶を期し、国民の信を失うことのないよう特段の努力を払う要がある。

公社、公庫、公団、事業団等の事業運営状況を見ると、事業計画の検討の不十分、事業成績の低調、會計経理の事務処理の不適正なものが見受けられる。政府は、政府関係機関等に対しては、その自主性を尊重し、適切な指導、監督を行なうて、事業の効率的運営と経理の適正を確保し、もって国の出資等が十分に効果を発揮するよう努力する必要がある。

二、會計検査院が指摘した不当事項については、これを不当と認める。政府は、これらの事項について、すみやかに是正の処置を講ずるとともに、制度、機構の改正整備、職員の資質向上、自覚高揚をはかり、再びこのような不当事項が発生することのないようつとめるべきである。

三、決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

というものであります。

なお、本議決においては、本院の毎年度決算審議に際し、予算の効率的執行並びに不当不正事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起し

てきたにもかかわらず、依然として改善のあとが見られないのは、まことに遺憾であると警告し、今後予算の作成並びに執行にあたっては、本院における決算審議の経過及び結果を十分に反映させて適切な処置を講じ、財政運営の適正を期し、もって国民の信託にこたえるべきであると、政府に要望していることをつけ加えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。まず、日程第一の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、各件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二ないし第四の三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、三件は委員長報告のとおり決しました。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十八名提出)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十八名提出)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

昭和三十一年十二月十八日 衆議院会議録第十一号(一)

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算外六件法等の一部を改正する法律案外一案

すなわち、この際、芳賀貢君外十八名提出、天

災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案、内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十一年十二月四日

提出者

芳賀 貢

足鹿 覺

栗林 三郎

中澤 茂一

西村 関一

松浦 定義

稲村 隆一

村山 喜一

佐野 憲治

赤路 友藏

角屋堅次郎

東海林 稔

榑崎弥之助

野口 忠夫

湯山 勇

岡本 隆一

川村 慈義

安井 吉典

永井勝次郎

賛成者

赤松 勇 外百二十五名

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「次項及び第五項」を「及び次項に」、「百分の三十」を「百分の二十五」に、「百分の十」を「百分の八」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第二項中「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同条第三項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項第一号中「損失額を基準として」の下に「その百分の四十に相当する額を下らない範囲内で」を加え、「十五万円(北海道にあつては二十万円)」を「四十万円(北海道にあつては五十万円、農事組合法人その他政令で定める法人に貸し付けられる場合は四百万円(北海道にあつては五百万円)」に改め、同項第二号中「五年」を「十年」に、「ものであること」を「ものであり、かつ、据置期間が、三年以内のものであること」に改め、同項第三号中「若しくは特別被害農林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営むもの」を、「特別被害農林業者」に改め、「で特別被害地域内に住所を有するもの」を削り、「三分五厘」を「二分」に改め、「特別被害地域内において農業を営む」を削り、「五分五厘」を「三分」に、「六分五厘」を「三分五厘」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「延長する旨」の下に「又はその据置期間を政令で定めるところにより一年をこえない範囲内で延長する旨」を加え、「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「五百万円」を「一千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に、「三年」を「五年」に、「六分五厘」を「三分五厘」に改め、同項を同条第六項とする。

第三条第一項各号列記以外の部分中「の全部又は一部」を削り、同項第一号及び第七号中「経費の一部」を「経費の全部又は一部」に改め、同項第三号、第五号及び第九号中「百分の八十以内」を「全部」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に

対して交付する補助金は、同項各号の経費につき、その全額とする。ただし、同項第一号及び第二号の経費については当該額が当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年六分の割合で計算した額(経営資金の貸付の利率が第二条第四項第三号の規定により年三分以内で定められている資金に係るものにあつては年六分五厘の割合で計算した額、年二分以内で定められている資金に係るものにあつては年七分五厘の割合で計算した額)、同項第七号及び第八号の経費については当該額が当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分の割合で計算した額をこえる場合は、それぞれ、そのこえる部分に相当する額を差し引いた額とする。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置

一九二

第八條第一項中「十五萬圓（北海道にあつては二十萬圓、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万圓）」を「二十萬圓（北海道にあつては三十五萬圓、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二百五十萬圓、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万圓）」に、「二十萬圓（北海道にあつては二十五萬圓、政令で定める經營資金として貸し付けられる場合は五十萬圓、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万圓）」を「二十五萬圓（北海道にあつては四十萬圓、政令で定める經營資金として貸し付けられる場合は五十萬圓、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二百五十萬圓、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万圓）」に改め、同條第二項中「第二條第七項」を「第二條第八項」に改める。

理由

最近における農林漁業經營の動向にかんがみ、害農林漁業者の資金需要の増大に対処するた、被害農林漁業者に対する經營資金の貸付限度の引上げを行なう等の必要がある。これが、こ法律案を提出する理由である。

議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。農水産委員長高見三郎君。

〔報告書は本号（一）末尾に掲載〕

高見三郎君登壇

○高見三郎君 ただいま議題となりました二法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず、芳賀貢君外十八名提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、天災により損失を受けた農林漁業者等の経営の安定をはかるため、経営資金等の貸し付け限度額の引き上げ、貸し付け条件の改善等を行なうとともに、利子補給及び損失補償に対する国の補助率を引き上げようとするものであります。

本案は、十二月四日提出、同十四日委員会付託、同十五日、提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、同十六日、質疑を終了し、国会法第五十七條の三の規定に基づき、赤城農林大臣から本案に対する内閣の意見を聴取し、同十八日、採決の結果、賛成少数をもって本案は否決すべきものと決した次第であります。

次に、内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の農林漁業経営の動向及び資金需要の増大に対処するため、被害農林漁業者に対する経営資金の貸し付け額を引き上げようとするものであります。

本案は、十二月十一日提出、同十四日委員会付託、同十五日、提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、同十六日質疑を終了、同十八日採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には、貸し付け条件等を抜本的に改正すべき旨等の附帯決議が全会一致をもって付された。

れていることを申し添えまして、報告を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、芳賀貢君外十八名提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。本案を委員長報告のとおり否決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり否決いたしました。

次に、内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

請願日程 人事院勧告に基づく給与改定の財

源措置に関する請願外九百十四請願

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願外四

百四十七請願

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、請願日程九百十五件とともに、本日委員会の審査を終了した恩給(共済年金)に、本日委員会の審査を終了した恩給(共済年金)

の格差是正に関する請願外四百四十七件を追加して一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

請願日程追加の分

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願外三件(砂田重民君紹介)(第七号)

同外五件(渡海元三郎君紹介)(第三二号)

同(堀川恭平君紹介)(第一一〇号)

在外私有財産補償促進に関する請願(天野光晴君紹介)(第八号)

恩給法の改正に関する請願(田中彰治君紹介)(第四五号)

国立大学教官の待遇改善に関する請願(坂田道太君紹介)(第二七七号)

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願外二件(河本敏夫君紹介)(第三二四号)

同外一件(有田喜一君紹介)(第三三七七号)

同(砂田重民君紹介)(第四一九号)

同外一件(渡海元三郎君紹介)(第四四五号)

同(高橋順一君紹介)(第四七五号)

同外四件(小島徹三君紹介)(第五一四号)

恩給、年金受給者の処遇改善に関する請願(有田喜一君紹介)(第三七八号)

退職公務員の処遇改善に関する請願(池田清志君紹介)(第四五三三号)

公務扶、助料増額に関する請願(池田清志君紹介)(第四五四号)

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願(島上善五郎君紹介)(第五八八号)

同外一件(井岡大治君紹介)(第六七六号)

同(砂田重民君紹介)(第七〇八号)

同外四件(井岡大治君紹介)(第七七九号)

公務扶、助料増額に関する請願(池田清志君紹介)(第七〇七号)

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願(大出俊君紹介)(第八三四号)

同(野間千代三君紹介)(第八三五号)

恩給、年金受給者の処遇改善に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第一〇八四号)

同(高橋順一君紹介)(第一六八一号)

在外私有財産補償促進に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第一六八二号)

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願外十三件(井岡大治君紹介)(第一七七一号)

公務扶、助料増額に関する請願(椎熊三郎君紹介)(第一七七六号)

地震等災害保険制度の確立に関する請願(田中彰治君紹介)(第四七号)

政府金融機関の融資増大等に関する請願(森田重次郎君外三名紹介)(第五二二号)

蒲郡港開港に関する請願(福井勇君紹介)(第九一号)

ガス器具及び石油器具の物品税減免に関する請願(天野公義君紹介)(第一二三号)

たばこ専売法の災害補償規定改正に関する請願(淡徹郎君紹介)(第一一五号)

ガス器具の一定率改正に関する請願(天野公義君紹介)(第二九五号)

ガス器具及びちゅう房用器具の物品税減免に関する請願(天野公義君紹介)(第二九六号)

旧令による共済組合等からの年金増額に関する請願外一件(押谷富三君紹介)(第二九七号)

同(松山千恵子君紹介)(第三五四号)

同(小山省二君紹介)(第三九五号)

同外一件(辻寛一君紹介)(第四七七号)

同(野原覺君紹介)(第一三三六号)

一九六

同(華山親義君紹介)(第二三三七号)
同(日野吉夫君紹介)(第一三三八号)
同外三件(細迫兼光君紹介)(第一三三九号)
同(松井誠君紹介)(第一三四〇号)
同(武藤山治君紹介)(第一三四一号)
同外二件(村山喜一君紹介)(第一三四二号)
同(八木昇君紹介)(第一三四三号)
同外一件(安井吉典君紹介)(第一三四四号)
同(山崎始男君紹介)(第一三四五号)
同(山本幸一君紹介)(第一三四六号)
同外一件(横路節雄君紹介)(第一三四七号)
同(吉村吉雄君紹介)(第一三四八号)
学校榮養士設置に関する請願外二件(増田甲子七君紹介)(第一一七四号)
私立学校に対する一般公費助成の増額及び補助制度確立に関する請願(鴨田宗一君紹介)(第一三八三号)
高等学校父母負担の軽減等に関する請願(麻生良方君紹介)(第一七〇三号)
同(小島徹三君紹介)(第一七〇四号)
同(永田亮一君紹介)(第一七〇五号)
同(中山榮一君紹介)(第一七〇六号)
同(塚原俊郎君紹介)(第一九一九号)
私立学校に対する一般公費助成の増額及び補助制度確立に関する請願(中山榮一君紹介)(第一七〇七号)
同(塚原俊郎君紹介)(第一九三〇号)
公立小、中学校施設整備促進に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一七七七号)
公立小、中学校児童、生徒の通学費国庫補助に關する請願(足鹿覺君紹介)(第一七八八号)
公立義務教育諸学校の校長定数に關する請願(壽原正一君紹介)(第一七五六号)

学校榮養士設置に関する請願外七件(小沢辰男君紹介)(第一九二三号)
同(栗山秀君紹介)(第一九二四号)
高等學校教職員定数の増員等に關する請願外七件(矢尾喜三郎君紹介)(第一九三一号)
農業共済保険予算に關する請願(原茂君紹介)(第四〇号)
早稲米の時期別格差金制度の存続に關する請願(田中彰治君紹介)(第五〇号)
開拓農家の安定化対策に關する請願(森田重次郎君外三名紹介)(第五六号)
寒冷地帯における農業構造改善事業促進に關する請願(森田重次郎君外三名紹介)(第五七号)
僻地農山漁村電氣導入事業に關する請願(森田重次郎君外三名紹介)(第五九号)
果樹共済制度確立促進に關する請願(井出太郎君紹介)(第二二七号)
同(小川平二君紹介)(第二二八号)
同(吉川久衛君紹介)(第二二九号)
同(倉石忠雄君紹介)(第二三〇号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二三一号)
同(下平正一君紹介)(第二三二号)
同(中澤茂一君紹介)(第二三三号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第二三四号)
同(増田甲子七君紹介)(第二三五号)
同(松平忠久君紹介)(第二三六号)
漁港の整備促進等に關する請願(田口長治郎君紹介)(第三二四号)
果樹共済制度確立促進に關する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三三八号)
同(原茂君紹介)(第五〇四号)
教農土木事業推進に關する請願(山中貞則君紹介)(第三六六号)

農産物価格安定法に基づくいも等の政府買入れ基準價格の早期決定等に關する請願(山中貞則君紹介)(第三六九号)
子牛価格安定に關する請願(山中貞則君紹介)(第三七〇号)
園分海岸保全事業費増額に關する請願(池田清志君紹介)(第四三九号)
甘しよでん粉政府買上げ促進等に關する請願(池田清志君紹介)(第四四五九号)
昭和四十年年度農業出済保険予算に關する請願外四件(高橋禎一君紹介)(第四八八号)
治山事業新五箇年計画樹立に關する請願(山口丈太郎君紹介)(第七七七号)
香川県多度津町核川地区の洪水防除事業に關する請願(福田繁芳君紹介)(第一〇四七号)
家畜共済制度の早期改正等に關する請願(足鹿覺君紹介)(第一七三九号)
鳥取県の沿岸漁業構造改善地域指定に關する請願(足鹿覺君紹介)(第一七四〇号)
新産業都市建設事業の促進に關する請願外一件(漢徹郎君紹介)(第四三三号)
同(田中彰治君紹介)(第四四四号)
同(齋藤邦吉君紹介)(第一二〇号)
同(漢徹郎君紹介)(第一二二号)
国立東北工業開発試験所の早期設置に關する請願(森田重次郎君外三名紹介)(第六〇号)
電氣工事業法制定に關する請願(齋藤邦吉君紹介)(第一一九号)
公衆浴場業に對する特別融資並びに電灯、電力の料金輕減に關する請願(増田甲子七君紹介)(第二二八号)
新産業都市建設に伴う国の財政措置に關する請願(井出太郎君紹介)(第三三七七号)

同(小川平二君紹介)(第三三八号)
同(吉川久衛君紹介)(第三三九号)
同(倉石忠雄君紹介)(第三四〇号)
同(小坂善太郎君紹介)(第三四一号)
同(下平正一君紹介)(第三四二号)
同(中澤茂一君紹介)(第三四三号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三四四号)
同(増田甲子七君紹介)(第三四五号)
同(松平忠久君紹介)(第三四六号)
中小企業近代化資金助成法の国庫負担率引き上げに關する請願(井出太郎君紹介)(第三四七号)
同(小川平二君紹介)(第三四八号)
同(吉川久衛君紹介)(第三四九号)
同(倉石忠雄君紹介)(第三五〇号)
同(小坂善太郎君紹介)(第三五一号)
同(下平正一君紹介)(第三五二号)
同(中澤茂一君紹介)(第三五三号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三五四号)
同(増田甲子七君紹介)(第三五五号)
同(松平忠久君紹介)(第三五六号)
諸物価値上げ抑制に關する請願(栗山秀君紹介)(第三三六号)
同(大原亨君紹介)(第四八九号)
新産業都市建設事業の促進に關する請願外二件(栗山秀君紹介)(第三三七七号)
新産業都市建設に伴う国の財政措置に關する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三三九九号)
同(原茂君紹介)(第五〇五号)
中小企業近代化資金助成法の国庫負担率引き上げに關する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三四〇号)
同(原茂君紹介)(第五〇六号)

昭和三十一年十二月十八日 衆議院會議録第十二号(一) 人事院勧告に基づく給与改定の財源措置に関する請願外千三百六十二請願 委員会における閉会中審査の件 一九八

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

人事院勧告に基づく給与改定の財源措置に関する請願外千三百六十二請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長(船田中君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会、建設委員会、予算委員会、決算委員会及び議院運営委員会並びに災害対策特別委員会及び石炭対策特別委員会において、各委員会から申出のあつた案件について閉会中審査するの件(議長発議)

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会、建設委員会、予算委員会、決算委員会及び議院運営委員会並びに災害対策特別委員会及び石炭対策特別委員会から、閉会中審査の件

たしたいとの申し出があります。

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、行政機構並びにその運営に関する件
- 二、恩給及び法制一般に関する件
- 三、国の防衛に関する件
- 四、公務員の制度及び給与に関する件
- 五、栄典に関する件

地方行政委員会

- 一、地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、参議院送付)
- 二、地方財政法の一部を改正する法律案(川村義雄君外八名提出、第四十六回国会衆法第四三三号)
- 三、地方自治に関する件
- 四、地方財政に関する件
- 五、警察に関する件
- 六、消防に関する件

法務委員会

- 一、裁判所の司法行政に関する件
- 二、法務行政及び檢察行政に関する件
- 三、国内治安及び人権擁護に関する件
- 外務委員会
- 一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

- 一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、第四十六回国会衆法第五五号)
- 二、酒税法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第四十六回国会衆法第三〇号)
- 三、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第四十六回国会衆法第三〇号)

る法律の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第四十六回国会衆法第三〇号)

四、入場税法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第四十六回国会衆法第三二二号)

文教委員会

一、学校警備員の設置に関する法律案(三木喜夫君外八名提出、第四十六回国会衆法第三二二号)

二、学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十名提出、第四十六回国会衆法第三三三号)

三、学校給食法の一部を改正する法律案(小平忠君外一名提出、第四十六回国会衆法第五五号)

四、文教行政の基本施策に関する件

五、学校教育に関する件

六、社会教育に関する件

七、体育に関する件

八、学術研究及び宗教に関する件

九、国際文化交流に関する件

一〇、文化財保護に関する件

社会労働委員会

一、公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提出、衆法第八号)

二、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

二、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(小平忠君外一名提出、第四十六回国会衆法第五〇号)

三、自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第七号)

四、農林水産業の振興に関する件

五、農林水産物に関する件

六、農林水産業団体にに関する件

七、農林水産金融に関する件

八、農業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十六回国会衆法第五三三号)

二、消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、第四十六回国会衆法第一号)

三、官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出、第四十六回国会衆法第二五五号)

四、中小企業組織法案(松平忠久君外二十八名提出、第四十六回国会衆法第二六六号)

運輸委員会

一、道路運送法の一部を改正する法律案(關谷勝利君外四名提出、第四十六回国会衆法第五四四号)

二、陸運に関する件

三、海運に関する件

四、航空に関する件

五、日本国有鉄道の経営に関する件

六、港湾に関する件

- 七、海上保安に関する件
- 八、観光に関する件
- 九、気象に関する件

通信委員会

- 一、郵便局舎等整備促進法案（森本靖君外九名提出、第四十六回国会衆法第三号）
- 二、公衆電気通信法の一部を改正する法律案（安宅常彦君外九名提出、第四十六回国会衆法第六号）
- 三、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案（安宅常彦君外九名提出、第四十六回国会衆法第七号）
- 四、郵政事業に関する件
- 五、郵政監察に関する件
- 六、電気通信に関する件
- 七、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

- 一、国土計画に関する件
- 二、地方計画に関する件
- 三、都市計画に関する件
- 四、河川に関する件
- 五、道路に関する件
- 六、住宅に関する件
- 七、建築に関する件
- 八、建設行政の基本施策に関する件

予算委員会

- 一、予算の実施状況に関する件
- 一、歳入歳出の実況に関する件
- 二、国有財産の増減及び現況に関する件
- 三、政府関係機関の経理に関する件
- 四、公団等が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する件

- 五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会

- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

- 一、災害対策に関する件
- 石炭対策特別委員会
- 一、石炭対策に関する件

○議長（船田中君） 各委員会において申し出のとおりに閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○議長（船田中君） この際、暫時休憩いたします。

午後三時二十六分休憩

午後十時五十六分開議

○議長（船田中君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する

法律案（第四十六回国会、内閣提出）（参議院送付）

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、第四十六回国会内閣提出、参議院送付、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（船田中君） 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第四十六回国会内閣提出衆議院送付）

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和三十九年十二月十七日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

（一は参議院修正）

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

（防衛庁設置法の一部改正）

第一条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十七号を次のように改める。

二十七 相互防衛援助協定第七条第二項の規定に基づき、円資金をアメリカ合衆国政府に提供し、又は同協定附属書G第二項の規定に基づき、不動産、備品、需品及び役務を同国政府の使用に供すること。

第七条第一項中「二十七万三千五百七十八人」を「二十七万六千五百十人」に、「二十七万九百九十一人」を「二十七万三千二百二十三人」に改め、同条第二項中「三万三千二百九十一人」を「三万四千九百六十三人」に、「三万九千五百七十七人」を「三万九千五百五十三人」に、「二十四万三千九百二十三人」を「二十四万六千九百九十四人」に改める。

第四十三条第三項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第四十四条第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 相互防衛援助協定第七条第二項の規定に基づくアメリカ合衆国政府に対する円資金の提供に関すること。

附則中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十七項までを二項ずつ繰り上げる。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條第四項中「飛行隊」を「飛行群」に改める。

第二十五條第二項中「技術者」を「外国人及び技術者」に改める。

第三十三條中「自衛官」の下に、「予備自衛官」を加える。

第六十六條第二項中「一万九千人」を「二万四

千人に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

(予備自衛官の呼称及び制服の着用)

第六十九条の二 予備自衛官は、その指定に係る自衛官の階級名に予備の文字を冠した呼称を用いることができる。

2 予備自衛官は、第七十一条に規定する訓練招集命令を受けて訓練に従事する場合においては、長官の定めるところに従い、制服を着用しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、予備自衛官は、次の場合には、長官の定めるところにより、制服を着用することができる。

一 自衛隊の行なう儀式その他公の儀式に参加する場合

二 自衛隊の行なう行事その他長官の定める行事に参加する場合

第一百条の二第二項中「相当と認めるとき」の下に、「自衛隊の学校において外国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき」を加える。

第一百条の三の次に次の一条を加える。

(南極地域観測に対する協力)

第一百条の四 自衛隊は、長官の命を受け、国が行なう南極地域における科学的調査について、政令で定める輸送その他の協力を行なう。

別表第一中「守山市」を「名古屋市」に改める。

別表第三中「宇都宮市」を「浜松市」に、「第七航空団第七航空司令部埼玉県入間郡武蔵町」を「第八航空団第八航空司令部福岡県築上郡椎田町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法第二十條第四項の改正規定及び同法別表第三の改正規定(「宇都宮市」を「浜松市」に改める部分を除く)は、昭和三十一年十月一日から施行する。

(定員に関する経過規定)

2 改正後の防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員の定員及び防衛施設庁の定員は、同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から昭和四十年三月三十一日までの間は、それぞれ二十七万六千五百八十人及び三千四百五十七人とする。

(防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

3 防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長河本敏夫君。

(報告書は本号(一)末尾に掲載)

○河本敏夫君 ただいま議題となりました防衛庁

設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

防衛庁設置法の一部改正は、海上自衛官、航空自衛官、非自衛官等二千九百三十二人を増員すること等であり、自衛隊法の一部改正は、第八航空団を新たに編成すること及び南極観測の実施に際し、自衛隊が輸送等について協力すること等でありま。

本案は、前国会において本院を通過した後、参議院において継続審査となつていたものでありまして、十二月十七日、施行期日の一部について修正の上、本院に送付され、同日本委員会に付託となり、本日、質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田口委員より、また、民主社会党を代表して受田委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。田口誠治君。

(田口誠治君登壇)

○田口誠治君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に反対の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

本案の改正内容は十項目に及んでおりますが、そのおもなるものの一つは、防衛庁の定員を二千九百三十二人増員して二十七万六千五百八十人に改めるものであります。なお、相互防衛援助

協定第七條二項の規定に基づくアメリカに対する円資金提供に関する事務を大蔵省より防衛施設庁に移すこと、第八航空団を新しく編成し、航空団に飛行群を新設すること、予備自衛官の員数を五千人増員して二万四千人に改め、さらに、予備自衛官の呼称及び制服の着用について規定を整備し、自衛隊の学校において外国人の教育訓練を行なうこと、南極観測隊に対する輸送業務を海上保安庁より自衛隊に移すことなどでございます。

日本国憲法第九條は、前文の永久平和主義の理想を具体化したとして、侵略戦争のみならず、自衛または制裁のための戦争まで放棄し、さらに進んで、その具体的裏づけとして軍備を廃止したのであります。

顧みれば、昭和二十五年の六月、朝鮮動乱の勃発に次いで同年七月八日、マッカーサー書簡により警察予備隊七万五千名の創設、これによって憲法第九條の精神が大きくゆがめられ、実質上の破壊になつておるとの国民のきびしい批判の中にもかかわらず、昭和二十七年の十月には警察予備隊を保安隊に、昭和二十九年六月には保安隊を自衛隊と改称改編し、そのつど拡充強化されており、かつてその軍国主義はなやかなりし時代においてさえも常備兵力十五万ないし十七万人という時期があつたことを考えると、二十七年六千五百八十人というふくれ上がったこの数字は、もはや自衛という域をはるかに越えた軍備であり、りっぱな軍隊に肩がわりさせているのであります。(拍手)

日本の自衛力については、一貫した考えでなく、歴代内閣は場当たり主義の答弁をいたしております。たとえば、吉田元総理は、武力紛争に介入するものとして、自衛のための戦力をも放棄す

る旨を明らかにしておりましたし、鳩山元総理は、憲法を改正して自衛隊を強化する必要を述べております。また、自衛のためならば誘導弾等で敵基地をたたくことも、また、防衛的な小型核兵器の保持も、平和目的のためならば海外派兵すらも違憲ではないなどと、そのときどきの政府の都合によってかつてに憲法の拡大解釈を行なっているのが実態であります。

このような解釈のもとに、警察予備隊から保安隊へ、保安隊から自衛隊へと違憲行為が積み重ねられ、今日自衛力の名のもとにおいて陸上十三個師団、艦船十四万トン、航空機約一千機、ナイキ、ホーク、ターター等の各種ミサイルをも装備するきわめて近代的な陸海空の三軍をつくり上げてしまったのであります。しかも、政府のいう必要最小限度の自衛力には何らの限界もなく、野放しに軍の拡充強化に狂奔しているというのが、いまの実態でございます。

このように憲法の非武裝条項を惜しげもなく空文化した内容は、平和を愛する国民として許すべからざる法律であると考えます。

自衛官の定員の現状は、自衛官約三万三千名、非自衛官約一千名不足をしているのであります。それにもかかわらず二千九百三十二人の定員増の改正は、全く理由があいまいで矛盾もはなはだしいといわなければならぬのであります。（拍手）また、予備自衛官は一万九千名の定員が認められており、年一万二千元ずつの手当を払っているのでありますが、このたびの改正案では、五千名増員をすることになっております。それに呼称と制服の着用等を整備する本改正案は、まさに旧軍隊の予備役に郷軍人制度と何ら変わらず、これの復活を意味するものと考えざるを得ないのであります。

また、従来海上保安庁が行なってきたした南極観測隊の輸送業務を、防衛庁に移行しなければ絶対にならないという理由はないのであります。ここにあえて防衛庁にその理由を言わすなれば、文部省、海上保安庁は南極観測の輸送業務について能力も、船をつくる設計や建造能力がない。しかるがゆえに防衛庁に移すのだとこじつけの理由をあげておるのであります。ところが、四十六通

常国会における内閣委員会で、海上保安庁長官は、船をつくる設計または建造能力はあるし、その意欲もあるが、政府の最高方針によってきまつたものであるからいたし方がないと答えておるのでございます。學術研究に協力するという美名に隠れ、自衛隊の存在を売り込み、既成事実をつくり上げ、全くもって非なる陰謀が隠されておるのであります。この事実を學術會議の方々は御存じであります。自衛隊がもしも南極観測のこのことに便乗するということであるとするとするなれば、許しがたいことであると思つております。

また、六月二十日の朝日新聞の報ずるところによりますと、ワシントン十九日発のUPI共同に

より、十八日発表された米下院対外活動委員會議事録で、バンディ米國務次官補は、五月の四日、次のように言明をしております。まず、目的として、日本への軍事裝備の売却の増加をはかること、そのために自衛隊の特別訓練計画を予定している。在日米空軍用の地上防空管制裝置、すなわちバッジシステムの製作、そのうち米國が負担の四分の一を負う。一九六五年以後、対日軍事援助資金は特別訓練計画に使う。そうして日本が自衛能力拡大に向かって効果的に進むよう日本を力づける、と發表しておるのであります。日本の自衛隊の訓練計画を米軍がかつてに予定しておるので

ആർക്കും.

このように、日本に対する米国の支配干渉に何ら恥じることなく、米国の意のままになつておる日本政府の米国追従政策には絶対に反対をし、認めることはできないのでありまするし、反省を促すものであります。(拍手)

本案の目的を要約すれば

自衛隊を合法化し、核兵器を持ち込み、徴兵制度を復活し、国防省を設置し、日韓会談を成功させ、東北アジア軍事同盟の主役をつとめ、外国の軍隊まで訓練をし、再び軍国主義日本の復活をはかろうとしておるのです。このことは言うに及ばず憲法に違反するものであることをここに明確に申し上げ、反対の討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長（船田中君）これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長（船田中君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○議長（船田中君）諸君、第四十七回国会は本日をもって終了いたします。

今臨時国会は、去る十一月九日に召集せられ、会期は四十日間でありました。

召集当日首班の指名を行ない、その後、新内閣の諸般の準備完了を待つて諸案件の審議に入りました。

諸君が終始熱心に精勵せられた結果、補正予算災害関係法律案、公務員の給与関係法律案等を議了して、よく今国会の使命を果たし得ましたこととしまして、よく御同慶の至りであります。（拍手）ここに諸君の御努力に対しまして、衷心より感謝の意を表する次第であります。

なお、次の通常国会は来たる二十一日をもつて召集されております。諸君におかれては、一そう御自愛の上、国家のためますます御活躍あらんことを切望してやみません。（拍手）

○議長（船田中君）これにて散会いたします。

午後十一時十二分散会

出席國務大臣

大藏大臣 田中角榮君	農林大臣 赤城宗徳君	國務大臣 小泉純也君
---------------	---------------	---------------

請願日程

(地方行政委員会)

一 人事院勧告に基づく給与改定の財源措置に関する請願（森田重次郎君外三名紹介）（第五一号）

二 昇営大規模は場整備事業の補助率引き
上げに関する請願（森田重次郎君外三
名紹介）（第五八号）

三 自動車取得税の創設等反対に関する請願(永山忠則君紹介)(第八一号)

四 公衆浴場業に対する地方税免税に関する

五	地方財政の窮乏打開に関する請願(井出太郎君紹介)(第一三七号)	三三	同(増田甲子七君紹介)(第一六五号)	五五	辺地対策事業債のわく増額に関する請願(池田清志君紹介)(第四三二号)	七六	同外一件(竹山祐太郎君紹介)(第九一四号)
六	同(小川平二君紹介)(第一三八号)	三四	同(松平忠久君紹介)(第一六六号)	五六	公衆浴場業に対する地方税免除に関する請願(鳴田宗一君紹介)(第四九二号)	七七	同外一件(濱田幸雄君紹介)(第九一五号)
七	同(吉川久衛君紹介)(第一三九号)	三五	地方財政計画の早期策定に関する請願(井出太郎君紹介)(第一六七号)	五七	水道料金値上げ抑制に伴う対策に関する請願(小島徹三君紹介)(第五一五号)	七八	同外一件(藤尾正行君紹介)(第九一六号)
八	同(倉石忠雄君紹介)(第一四〇号)	三六	同(小川平二君紹介)(第一六八号)	五八	同(亘四郎君紹介)(第五三〇号)	七九	同(藤田高敏君紹介)(第九一七号)
九	同(小坂善太郎君紹介)(第一四一号)	三七	同(吉川久衛君紹介)(第一六九号)	五九	質屋営業法の改称及び質屋の商号統一に関する請願(中川一郎君紹介)(第五五五号)	八〇	同外三件(青木正君紹介)(第九五四号)
一〇	同(下平正一君紹介)(第一四二号)	三八	同(倉石忠雄君紹介)(第一七〇号)	六〇	清掃事業の地方自治体直営化による転廃業の清掃業者補償救済に関する請願(岡崎英城君紹介)(第七五一号)	八一	同(安藤覺君紹介)(第九五五号)
一一	同(中澤茂一君紹介)(第一四三号)	三九	同(小坂善太郎君紹介)(第一七一〇号)	六一	地方交付税の税率引き上げに関する請願(田中六助君紹介)(第七八二号)	八二	同(稻村左近四郎君紹介)(第九五六号)
一二	同(羽田武嗣郎君紹介)(第一四四号)	四〇	同(下平正一君紹介)(第一七二号)	六二	同(野見山清造君紹介)(第七八三三三三)	八三	同(稻村左近四郎君紹介)(第九五六号)
一三	同(増田甲子七君紹介)(第一四五号)	四一	同(中澤茂一君紹介)(第一七三三三三)	六三	同(三原朝雄君紹介)(第七八四四四四)	八四	同(内海清君紹介)(第九五七号)
一四	同(松平忠久君紹介)(第一四六号)	四二	同(羽田武嗣郎君紹介)(第一七四四四四)	六四	同(山口丈太郎君紹介)(第八三七七号)	八五	同(龜山孝一君紹介)(第九五九号)
一五	地方交付税の算定における発電水利使用料算入の撤廃に関する請願(井出太郎君紹介)(第一四七号)	四三	同(増田甲子七君紹介)(第一七五五五五)	六五	同(内海安吉君紹介)(第八七四四四四)	八六	同(久保田四次君紹介)(第九六〇号)
一六	同(小川平二君紹介)(第一四八号)	四四	同(松平忠久君紹介)(第一七六六六六)	六六	同(佐藤洋之助君紹介)(第八七五五五五)	八七	同(倉石忠雄君紹介)(第九六一号)
一七	同(吉川久衛君紹介)(第一四九号)	四五	高等学校生徒急増対策に基づく体育館建設費の財源措置に関する請願(伊東正義君紹介)(第二九八八号)	六七	同(篠田弘作君紹介)(第八七六六六六)	八八	同外五件(河本敏夫君紹介)(第九六二二二二)
一八	同(倉石忠雄君紹介)(第一五〇号)	四六	地方財政の窮乏打開に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三三九号)	六八	同外一件(中馬辰猪君紹介)(第八七七七号)	八九	同(佐藤洋之助君紹介)(第九六三三三三)
一九	同(小坂善太郎君紹介)(第一五一号)	四七	同(原茂君紹介)(第四九六六六六)	六九	同外一件(渡海元三郎君紹介)(第八七八八八八)	九〇	同(田中彰治君紹介)(第九六四四四四)
二〇	同(下平正一君紹介)(第一五二二二二)	四八	地方交付税の算定における発電水利使用料算入の撤廃に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三三〇号)	七〇	同外二件(藤本孝雄君紹介)(第八七九九九九)	九一	同(田中正巳君紹介)(第九六五五五五)
二一	同(中澤茂一君紹介)(第一五三三三三)	四九	同(原茂君紹介)(第四九七七七七)	七一	同(有田喜一君紹介)(第九〇九九九)	九二	同外一件(中島茂喜君紹介)(第九六六六六六)
二二	同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五四四四四)	五〇	農林業に基盤を持つ町村の財政確立に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三三一号)	七二	同(坂田英一君紹介)(第九一〇九九)	九三	同(藤尾弘吉君紹介)(第九六七七七)
二三	同(増田甲子七君紹介)(第一五五五五五)	五一	同(原茂君紹介)(第四九八八八八)	七三	同(坂田英一君紹介)(第九一〇九九)	九四	同外三件(南條徳男君紹介)(第九六八八八八)
二四	同(松平忠久君紹介)(第一五六六六六)	五二	地方財政計画の早期策定に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三三二二二二)	七四	同外三件(關谷勝利君紹介)(第九一一一十一)	九五	同外一件(二階堂進君紹介)(第九六九九九九)
二五	農林業に基盤を持つ町村の財政確立に関する請願(井出太郎君紹介)(第一五七七号)	五三	同(原茂君紹介)(第四九九九九九)	七五	同(田中彰治君紹介)(第九一二二二二)	九六	同(西村策一君紹介)(第九七〇〇〇)
二六	同(小川平二君紹介)(第一五八八八八)	五四	離島市町村に対する昭和三十三年年度特別交付税に関する請願(池田清志君紹介)(第四三二二二二)	七六	同(高見三郎君紹介)(第九一三三三三)	九七	同(西村関二君紹介)(第九七一七二二)
二七	同(吉川久衛君紹介)(第一五九九九九)					九八	同(服部安司君紹介)(第九七二二二二)
二八	同(倉石忠雄君紹介)(第一六〇〇〇)					九九	同(福井勇君紹介)(第九七三三三三)
二九	同(小坂善太郎君紹介)(第一六一一一一)					一〇〇	同(福田越夫君紹介)(第九七四四四四)
三〇	同(下平正一君紹介)(第一六二二二二)						
三一	同(中澤茂一君紹介)(第一六三三三三)						
三二	同(羽田武嗣郎君紹介)(第一六四四四四)						

一〇一 同外三件(福永健司君紹介)(第九七五号)	一二四 同(田口誠治君紹介)(第八五二号)	一五〇 同(小川半次君紹介)(第九九〇号)	一八三 同(藤枝泉介君紹介)(第一〇二三号)
一〇二 同外二件(藤井勝志君紹介)(第九七六号)	一二五 同(千葉七郎君紹介)(第八五三三三)	一五一 同(大泉寛三君紹介)(第九九二一)	一八四 同(藤山愛一郎君紹介)(第一〇二四号)
一〇三 同(藤尾正行君紹介)(第九七七号)	一二六 同外三件(中井徳次郎君紹介)(第八五四四号)	一五二 同(鏡治良作君紹介)(第九九二二)	一八五 同(保科善四郎君紹介)(第一〇二五号)
一〇四 同(藤田高敏君紹介)(第九七八号)	一二七 同(中村高一君紹介)(第八五五五号)	一五三 同(賀屋興宣君紹介)(第九九三三)	一八六 同(松山千恵子君紹介)(第一〇二六号)
一〇五 同(藤本幸雄君紹介)(第九七九号)	一二八 同(永井勝次郎君紹介)(第八五六六号)	一五四 同(木村剛輔君紹介)(第九九四四)	一八七 同(三原朝雄君紹介)(第一〇二七号)
一〇六 同外二件(保科善四郎君紹介)(第九八〇号)	一二九 同外一件(成田知巳君紹介)(第八五七七号)	一五五 同(木村武千代君紹介)(第九九五五)	一八八 同(水田三喜男君紹介)(第一〇二八号)
一〇七 同外一件(堀川恭平君紹介)(第九八一八号)	一三〇 同外三件(二宮武夫君紹介)(第八五八八号)	一五六 同(熊谷義雄君紹介)(第九九六六)	一八九 同(森田重次郎君紹介)(第一〇二九号)
一〇八 同(粟山秀君紹介)(第九八二二号)	一三一 同外一件(華山親義君紹介)(第八五九九号)	一五七 同(熊谷義雄君紹介)(第九九七七)	一九〇 同(森山欽司君紹介)(第一〇三〇号)
一〇九 同外一件(八木徹雄君紹介)(第九八三三三)	一三二 同(原茂君紹介)(第八六〇〇号)	一五八 同(小平久雄君紹介)(第九九八八)	一九一 同(山手満男君紹介)(第一〇三一一)
一一〇 町職員員の低賃金改善に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第八三八八号)	一三三 同外二件(細谷治嘉君紹介)(第八六一一三三)	一五九 同(小宮山重四郎君紹介)(第九九九九)	一九二 同(和爾俊二郎君紹介)(第一〇三二三)
一一一 同(秋山徳雄君紹介)(第八三九三九)	一三四 同(村山喜一君紹介)(第八六二二二)	一六〇 同(小宮省二君紹介)(第一〇三〇〇)	一九三 同(和爾俊二郎君紹介)(第一〇三二三)
一一二 同外一件(安宅常彦君紹介)(第八四〇四)	一三五 同(安井吉典君紹介)(第八六三三三)	一六一 同(始関伊平君紹介)(第一〇三〇一)	一九四 同(赤澤正道君紹介)(第一〇八六六)
一一三 同(石橋政嗣君紹介)(第八四一四一)	一三六 同(山内広君紹介)(第八六四四四)	一六二 同(四宮久吉君紹介)(第一〇三〇二)	一九五 同(有田喜一君紹介)(第一〇八七七)
一一四 同外一件(卜部政巳君紹介)(第八四二二二)	一三七 同(山田長司君紹介)(第八六五五五)	一六三 同(椎熊三郎君紹介)(第一〇三〇三)	一九六 同外一件(淡谷悠蔵君紹介)(第一〇八八八)
一一五 同外一件(角屋堅次郎君紹介)(第八四三三三)	一三八 同(山田耻目君紹介)(第八六六六六)	一六四 同(島村一郎君紹介)(第一〇三〇四)	一九七 同(伊藤卯四郎君紹介)(第一〇八九九)
一一六 同(川村義義君紹介)(第八四四四四)	一三九 同(受田新吉君紹介)(第九三六六六)	一六五 同(砂原格君紹介)(第一〇三〇五)	一九八 同(伊能繁次郎君紹介)(第一〇九〇〇)
一一七 同(黒田壽男君紹介)(第八四五五五)	一四〇 同(栗山礼行君紹介)(第九三七七)	一六六 同(田川誠一君紹介)(第一〇三〇六)	一九九 同外二件(板川正吾君紹介)(第一〇九〇一)
一一八 同外三件(小松幹君紹介)(第八四六六六)	一四一 同(玉置一徳君紹介)(第九三八八)	一六七 同(田澤吉郎君紹介)(第一〇三〇七)	二〇〇 同外一件(宇野宗佑君紹介)(第一〇九二二)
一一九 同外一件(兒玉末男君紹介)(第八四七七七)	一四二 同(門司亮君紹介)(第九三九九)	一六八 同(田中榮一君紹介)(第一〇三〇八)	二〇一 同外二件(上村千一郎君紹介)(第一〇九三三)
一二〇 同(佐野憲治君紹介)(第八四八八八)	一四三 同(山下榮二君紹介)(第九四〇〇)	一六九 同(田中龍夫君紹介)(第一〇三〇九)	二〇二 同(小淵恵三君紹介)(第一〇九四四)
一二一 同(桜井茂尚君紹介)(第八四九九九)	一四四 同(清掃事業の地方自治体直営化による転廃業の清掃業者補償救済に関する請願(天野公義君紹介)(第九四一四四)	一七〇 同(竹内繁一君紹介)(第一〇三一〇)	二〇三 同(大高康君紹介)(第一〇九五五)
一二二 同(重盛壽治君紹介)(第八五〇〇〇)	一四五 同(荒松清十郎君紹介)(第九四二五五)	一七一 同(塚原俊郎君紹介)(第一〇三一)	二〇四 同(大坪保雄君紹介)(第一〇九六六)
一二三 同(實川清之君紹介)(第八五一一一)	一四六 同(安藤覺君紹介)(第九四三六六)	一七二 同(辻寛一君紹介)(第一〇三一二)	二〇五 同外四件(奥野誠亮君紹介)(第一〇九七七)
	一四七 同(宇都宮徳馬君紹介)(第九四四七七)	一七三 同(内藤隆君紹介)(第一〇三一三)	二〇六 同(片島港君紹介)(第一〇九八八)
	一四八 同(白井莊一君紹介)(第九四八八八)	一七四 同(中曾根康弘君紹介)(第一〇三一四)	二〇七 同(金九信君紹介)(第一〇九九九)
	一四九 同(小笠公昭君紹介)(第九四九九九)	一七五 同(中村梅吉君紹介)(第一〇三一五)	
		一七六 同(西村直己君紹介)(第一〇三一六)	
		一七七 同(長谷川四郎君紹介)(第一〇三一七)	
		一七八 同(濱野清君紹介)(第一〇三一八)	
		一七九 同(福井勇君紹介)(第一〇三一九)	
		一八〇 同(福田勉夫君紹介)(第一〇三二〇)	
		一八一 同(福田篤泰君紹介)(第一〇三二一)	
		一八二 同(福永健司君紹介)(第一〇三二二)	

昭和三十一年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一) 請願日程

二〇四

二〇八 同外一件(川野芳滿君紹介)(第一一〇号)	二二〇 同(吉川久衛君紹介)(第一一〇二号)	二二二 同(熊谷義雄君紹介)(第一一〇三三三)	二二四 同(小平久雄君紹介)(第一一〇五五五)	二二六 同(正力松太郎君紹介)(第一一〇八八八)	二二八 同(竹本孫一君紹介)(第一一〇九九九)	二二九 同(田村良平君紹介)(第一一一一一一)	二三〇 同(高橋清一郎君紹介)(第一一一二二二)	二三一 同(谷垣專一君紹介)(第一一一三三三)	二三二 同(地崎宇三郎君紹介)(第一一一四四四)	二三三 同外五件(渡海元三郎君紹介)(第一一一五五五)	二三四 同外二件(泊谷裕夫君紹介)(第一一一六六六)	二三五 同外四件(中川一郎君紹介)(第一一一七七七)	二三六 同外一件(中村時雄君紹介)(第一一一八八八)	二三七 同外一件(野呂恭一君紹介)(第一一一九九九)	二三八 同外二件(長谷川四郎君紹介)(第一一二〇〇〇)	二三九 同外五件(福田赴夫君紹介)(第一一二一一一)	二四〇 同(藤田高敏君紹介)(第一一二二二二)	二四一 同(藤本孝雄君紹介)(第一一二三三三)	二四二 同(堀昌雄君紹介)(第一一二四四四)	二四三 同外四件(前田正男君紹介)(第一一二五五五)	二四四 同(増田甲子七君紹介)(第一一二六六六)	二四五 同(益谷秀次君紹介)(第一一二七七七)	二四六 同外九件(松浦定義君紹介)(第一一二八八八)	二四七 同外六件(松田鐵藏君紹介)(第一一二九九九)	二四八 同外一件(松山千恵子君紹介)(第一一三〇〇〇)	二四九 同(門司亮君紹介)(第一一三一一一)	二五〇 同(森山欽司君紹介)(第一一三二二二)	二五一 同(八木徹雄君紹介)(第一一三三三三)	二五二 同外三件(安井吉典君紹介)(第一一三四四四)	二五三 同(山口喜久一郎君紹介)(第一一三五五五)	二五四 同(山田彌一君紹介)(第一一三六六六)	二五五 同外一件(山手滿男君紹介)(第一一三七七七)	二五六 同(山中日露史君紹介)(第一一三八八八)	二五七 同外一件(山本勝市君紹介)(第一一三九九九)	二五八 同外二件(湯山勇君紹介)(第一一四〇〇〇)	二五九 同(渡辺栄一君紹介)(第一一四一一一)	二六〇 同外一件(相川勝六君紹介)(第一一四二二二)	二六一 同(天野光晴君紹介)(第一一四三三三)	二六二 同(安藤覺君紹介)(第一一四四四四)	二六三 同(井手以誠君紹介)(第一一四五五五)	二六四 同(今松治郎君紹介)(第一一四六六六)	二六五 同(内海安吉君紹介)(第一一四七七七)	二六六 同(浦野幸男君紹介)(第一一四八八八)	二六七 同外二件(江崎真澄君紹介)(第一一四九九九)	二六八 同(小川半次君紹介)(第一一五〇〇〇)	二六九 同外一件(小淵恵三君紹介)(第一一五一一一)	二七〇 同外二件(大泉寛三君紹介)(第一一五二二二)	二七一 同(大坪保雄君紹介)(第一一五三三三)	二七二 同外四件(大西正男君紹介)(第一一五四四四)	二七三 同(大平正芳君紹介)(第一一五五五五)	二七四 同外三件(奥野誠亮君紹介)(第一一五六六六)	二七五 同(片島港君紹介)(第一一五七七七)	二七六 同外一件(金子一平君紹介)(第一一五八八八)	二七七 同外五件(龜山孝一君紹介)(第一一五九九九)	二七八 同外一件(鶴田宗一君紹介)(第一一六〇〇〇)	二七九 同(唐澤俊樹君紹介)(第一一六〇一一)	二八〇 同外五件(川野芳滿君紹介)(第一一六一二二)	二八一 同外一件(木部佳昭君紹介)(第一一六一三三)	二八二 同(黒金泰美君紹介)(第一一六一四四)	二八三 同(小林進君紹介)(第一一六一五五)	二八四 同外一件(小山省二君紹介)(第一一六一六六)	二八五 同(見玉末男君紹介)(第一一六一七七)	二八六 同(佐野憲治君紹介)(第一一六一八八)	二八七 同(坂村吉正君紹介)(第一一六一九九)	二八八 同外三件(笹山茂太郎君紹介)(第一一六二〇〇)	二八九 同外三件(椎熊三郎君紹介)(第一一六二一一)	二九〇 同(篠田弘作君紹介)(第一一六二二二)	二九一 同(島口重次郎君紹介)(第一一六二三三)	二九二 同(壽原正一君紹介)(第一一六二四四)	二九三 同(瀬戸山三男君紹介)(第一一六二五五)	二九四 同(田口長治郎君紹介)(第一一六二六六)	二九五 同外二件(田中彰治君紹介)(第一一六二七七)	二九六 同外一件(田中六助君紹介)(第一一六二八八)	二九七 同(田村良平君紹介)(第一一六二九九)	二九八 同(高瀬傳君紹介)(第一一六三〇〇)	二九九 同(館林三喜男君紹介)(第一一六三一)	三〇〇 同(地崎宇三郎君紹介)(第一一六三二)	三〇一 同外一件(千葉三郎君紹介)(第一一六三三)	三〇二 同(中馬辰猪君紹介)(第一一六三四)	三〇三 同(辻寛一君紹介)(第一一六三五)	三〇四 同(辻原弘市君紹介)(第一一六三六)	三〇五 同外七件(渡海元三郎君紹介)(第一一六三七)	三〇六 同外二件(床次徳二君紹介)(第一一六三八)	三〇七 同外一件(泊谷裕夫君紹介)(第一一六三九)	三〇八 同外一件(内藤隆君紹介)(第一一六四〇)
--------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------------	---------------------------	-------------------------	----------------------------	--------------------------	----------------------------	---------------------------	-------------------------	----------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------------	-------------------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------	----------------------------	-------------------------	----------------------------	------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------	------------------------	----------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------------	----------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	---------------------------	------------------------	-----------------------	------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------

二九九 同(中村幸八君外三名紹介)(第一四三九号)	三二八 同(森下國雄君紹介)(第一四五八号)	三三八 同(八号)	三六〇 同(三件(塚田徹君紹介)(第一五三一
三〇〇 同外二件(中村庸一郎君紹介)(第一四四〇号)	三二九 同外二件(森田重次郎君紹介)(第一四五九号)	三三八 同外八件(金丸信君紹介)(第一五〇九号)	三六一 同外五件(泊谷裕夫君紹介)(第一五三二
三〇一 同外四件(丹羽喬四郎君紹介)(第一四四一	三三〇 同(森山欽司君紹介)(第一四六〇号)	三三九 同(金丸德重君紹介)(第一五一〇号)	三六二 同(中垣國男君紹介)(第一五三三
三〇二 同外二件(野田卯一君紹介)(第一四四二	三三一 同(八木昇君紹介)(第一四六一号)	三四〇 同外二件(飯谷忠男君紹介)(第一五一	三六三 同外一件(中川一郎君紹介)(第一五三
三〇三 同外一件(野田武夫君紹介)(第一四四三	三三二 同外三件(山中日露史君紹介)(第一四六二	三四一 同(久野忠治君紹介)(第一五二二	三六四 同(中村高一君紹介)(第一五三五
三〇四 同(野見山清造君紹介)(第一四四四	三三三 同外三件(山本勝市君紹介)(第一四六三	三四二 同(小平久雄君紹介)(第一五二三	三六五 同(丹羽兵助君紹介)(第一五三六
三〇五 同(橋本龍太郎君紹介)(第一四四五	三三四 同(米内山義一郎君紹介)(第一四六四	三四三 同(小平久雄君外五名紹介)(第一五一	三六六 同(根本龍太郎君紹介)(第一五三七
三〇六 同外一件(長谷川四郎君紹介)(第一四四六	三三五 同外二件(渡辺美智雄君紹介)(第一四六五	三四四 同外四件(小山長規君紹介)(第一五一	三六七 同(和和君紹介)(第一五三八
三〇七 同外一件(和和君紹介)(第一四四七	三三六 同外五件(愛知探一君紹介)(第一四九七	三四五 同外一件(坂田道太君紹介)(第一五一	三六八 同(濱田幸雄君紹介)(第一五三九
三〇八 同外一件(濱田幸雄君紹介)(第一四四八	三三七 同(西ヶ久保重光君紹介)(第一四九八	三四六 同(阪上安太郎君紹介)(第一五一七	三六九 同外五件(福田起夫君紹介)(第一五四
三〇九 同(福田繁芳君紹介)(第一四四九	三三八 同外三件(荒松清十郎君紹介)(第一四九九	三四七 同外一件(椎熊三郎君紹介)(第一五一	三七〇 同外一件(保科善四郎君紹介)(第一五
三一〇 同(福田起夫君紹介)(第一四五〇	三三九 同外一件(伊東正義君紹介)(第一五〇〇	三四八 同(渡合直藏君紹介)(第一五一九	三七一 同(堀内一雄君紹介)(第一五四二
三一一 同外一件(福田篤泰君紹介)(第一四五	三三〇 同(伊能繁次郎君紹介)(第一五〇一	三四九 同外一件(壽原正一君紹介)(第一五一	三七二 同(堀川恭平君紹介)(第一五四三
三一二 同外六件(藤枝泉介君紹介)(第一四五	三三一 同(池田正之輔君紹介)(第一五〇二	三五〇 同(砂田重民君紹介)(第一五二一	三七三 同外五件(本名武君紹介)(第一五四
三二三 同外一件(藤尾正行君紹介)(第一四五	三三二 同外一件(板川正吾君紹介)(第一五〇	三五一 同(田川誠一君紹介)(第一五二二	三七四 同外三件(松浦定義君紹介)(第一五四
三三四 同外一件(保科善四郎君紹介)(第一四	三三三 同(内田常雄君紹介)(第一五〇四	三五二 同(田中武夫君紹介)(第一五二三	三七五 同外十件(松浦周太郎君紹介)(第一五
三三五 同外五件(三池信君紹介)(第一四五	三三四 同外二件(内海安吉君紹介)(第一五〇	三五三 同(田中龍夫君紹介)(第一五二四	三七六 同外二件(松澤雄藏君紹介)(第一五四
三三六 同外一件(淺徹郎君紹介)(第一四五六	三三五 同外五件(大石武一君紹介)(第一五〇	三五四 同(田邊國男君紹介)(第一五二五	三七七 同(松田竹千代君紹介)(第一五四八
三三七 同(粟山秀君紹介)(第一四五七	三三六 同外一件(大泉寛三君紹介)(第一五〇	三五五 同外三件(高瀬傳君紹介)(第一五二六	三七八 同外八件(松田鐵藏君紹介)(第一五四
	三三七 同外五件(角屋堅次郎君紹介)(第一五	三五六 同(高橋等君紹介)(第一五二七	三七九 同外四件(松山千恵子君紹介)(第一五
		三五七 同外一件(高見三郎君紹介)(第一五二	三八〇 同(三木武夫君紹介)(第一五五一
		三五八 同外一件(只松祐治君紹介)(第一五二	
		三五九 同外三件(中馬辰猪君紹介)(第一五三	

116

三八一	同(南好雄君紹介)(第一五五二號)	四〇二	同(上村千一郎君紹介)(第一五九〇號)	四二六	同外十三件(篠田弘作君紹介)(第一六一四號)	四四八	同外三件(永田亮一君紹介)(第一六三六號)
三八二	同(武藤山治君紹介)(第一五五三號)	四〇三	同(大久保武雄君紹介)(第一五九一號)	四二七	同(正力松太郎君紹介)(第一六一五號)	四四九	同外六件(南條德男君紹介)(第一六三七號)
三八三	同外四件(毛利松平君紹介)(第一五五四號)	四〇四	同外二件(岡田春夫君紹介)(第一五九二號)	四二八	同(砂原格君紹介)(第一六一六號)	四五〇	同(丹羽兵助君紹介)(第一六三八號)
三八四	同(森清芳外一名紹介)(第一五五五號)	四〇五	同(勝澤芳雄君紹介)(第一五九三號)	四二九	同外一件(瀬戸山三男君紹介)(第一六一七號)	四五一	同外三件(西村榮一君紹介)(第一六三九號)
三八五	同(森下國雄君紹介)(第一五五六號)	四〇六	同(勝間田清一君紹介)(第一五九四號)	四三〇	同(田口長治郎君紹介)(第一六一八號)	四五二	同外五件(根本龍太郎君紹介)(第一六四〇號)
三八六	同外三件(安井吉典君紹介)(第一五五七號)	四〇七	同(上林山榮吉君紹介)(第一五九五號)	四三一	同(田中彰治君紹介)(第一六一九號)	四五三	同(羽田武嗣郎君紹介)(第一六四一號)
三八七	清掃事業の地方自治体直営化による転廃業の清掃業者補償救済に関する請願(長谷川四郎君紹介)(第一一四二號)	四〇八	同外二件(龜山孝一君紹介)(第一五九六號)	四三二	同外二十一件(田中正巳君紹介)(第一六二〇號)	四五四	同外七件(芳賀貢君紹介)(第一六四二號)
三八八	同(泊谷裕夫君紹介)(第一四六六號)	四〇九	同(唐澤俊樹君紹介)(第一五九七號)	四三三	同外十三件(田邊國男君紹介)(第一六二一號)	四五五	同(馬場元治君紹介)(第一六四三號)
三八九	同(藤山愛一郎君紹介)(第一四六七號)	四一〇	同(川崎寛治君紹介)(第一五九八號)	四三四	同外十七件(田村元君紹介)(第一六二二號)	四五六	同外二件(長谷川四郎君紹介)(第一六四四號)
三九〇	人事院勧告に基づく給与改定の財源措置に関する請願(逢澤寛君紹介)(第一四九二號)	四一一	同外四件(川野芳滿君紹介)(第一五九九號)	四三五	同(田村良平君紹介)(第一六二三號)	四五七	同外三件(長谷川峻君外二名紹介)(第一六四五號)
三九一	地方交付税の税率引き上げに関する請願外六件(相川勝六君紹介)(第一五七九號)	四一二	同外一件(飯谷忠男君紹介)(第一六〇〇號)	四三六	同外二件(高瀬傳君紹介)(第一六二四號)	四五八	同外三件(橋本龍太郎君紹介)(第一六四六號)
三九二	同外三件(愛知探一君外一名紹介)(第一五八〇號)	四一三	同(木村武千代君紹介)(第一六〇一號)	四三七	同(高田富之君紹介)(第一六二五號)	四五九	同(濱田幸雄君紹介)(第一六四七號)
三九三	同(愛知探一君紹介)(第一五八一號)	四一四	同(倉成正君紹介)(第一六〇二號)	四三八	同(高橋等君紹介)(第一六二六號)	四六〇	同(林百郎君紹介)(第一六四八號)
三九四	同(青木正君紹介)(第一五八二號)	四一五	同(黒金泰美君紹介)(第一六〇三號)	四三九	同外九件(武市恭信君紹介)(第一六二七號)	四六一	同(原茂君紹介)(第一六四九號)
三九五	同(赤城宗徳君紹介)(第一五八三號)	四一六	同(小坂善太郎君紹介)(第一六〇四號)	四四〇	同(竹内黎一君紹介)(第一六二八號)	四六二	同(福田繁芳君紹介)(第一六五〇號)
三九六	同外二件(天野光晴君紹介)(第一五八四號)	四一七	同外五件(小島徹三君紹介)(第一六〇五號)	四四一	同(竹本孫一君紹介)(第一六二九號)	四六三	同外四件(福田篤泰君紹介)(第一六五一號)
三九七	同(綾部健太郎君紹介)(第一五八五號)	四一八	同外六件(小平忠君紹介)(第一六〇六號)	四四二	同(地崎宇三郎君紹介)(第一六三〇號)	四六四	同外十件(藤井勝志君紹介)(第一六五二號)
三九八	同外一件(伊東正義君紹介)(第一五八六號)	四一九	同(小平久雄君紹介)(第一六〇七號)	四四三	同(泊谷裕夫君紹介)(第一六三一號)	四六五	同外二件(藤尾正行君紹介)(第一六五三號)
三九九	同(稻葉修君紹介)(第一五八七號)	四二〇	同外四件(佐々木秀世君紹介)(第一六〇八號)	四四四	同(内藤隆君紹介)(第一六三二號)	四六六	同(藤田高敏君紹介)(第一六五四號)
四〇〇	同(稻村左近四郎君紹介)(第一五八八號)	四二一	同(坂田英一君紹介)(第一六一〇號)	四四五	同外一件(中川一郎君紹介)(第一六三三號)	四六七	同(藤本孝雄君紹介)(第一六五五號)
四〇一	同外九件(今松治郎君紹介)(第一五八九號)	四二二	同(坂村吉正君紹介)(第一六一一號)	四四六	同外一件(中村高一君紹介)(第一六三四號)	四六八	同外二件(古井喜實君紹介)(第一六五九號)

四六九	同外二件(保科善四郎君紹介)(第一六五七号)	四八八	同(早稻田柳右エ門君紹介)(第一六七六号)	五〇九	同外二十一件(小川平二君紹介)(第一八〇八号)	五二八	同(飯谷忠男君紹介)(第一八二七号)
四七〇	同(堀昌雄君紹介)(第一六五八号)	四八九	同外十五件(渡辺栄二君紹介)(第一六七七号)	五一〇	同外一件(小川三男君紹介)(第一八〇九号)	五二九	同外八件(川崎秀二君紹介)(第一八二八号)
四七一	同外八件(堀内一雄君紹介)(第一六五九号)	四九〇	同外三件(渡辺美智雄君紹介)(第一六七八号)	五一一	同外三件(小沢辰男君紹介)(第一八一〇号)	五三〇	同(河上丈太郎君紹介)(第一八二九号)
四七二	同(堀川恭平君紹介)(第一六六〇号)	四九一	同外二件(逢澤寛君紹介)(第一七九〇号)	五二二	同(大石武二君紹介)(第一八一一号)	五三一	同(菅野和太郎君紹介)(第一八三〇号)
四七三	同外二件(前田榮之助君紹介)(第一六六一号)	四九二	同外一件(青木正君紹介)(第一七九一号)	五二三	同外五件(大倉三郎君紹介)(第一八一二号)	五三二	同外二十八件(吉川久衛君紹介)(第一八三一号)
四七四	同外一件(増田甲子七君紹介)(第一六六二号)	四九三	同(赤城宗徳君紹介)(第一七九二号)	五二四	同外八件(大坪保雄君紹介)(第一八一三号)	五三三	同外五件(久保田四次君紹介)(第一八三二号)
四七五	同外六件(松浦周太郎君紹介)(第一六六三号)	四九四	同(西ヶ久保重光君紹介)(第一七九三号)	五二五	同外七件(大西正男君紹介)(第一八一四号)	五三四	同(久保田豊君紹介)(第一八三三号)
四七六	同外十八件(松浦定義君紹介)(第一六六四号)	四九五	同外二件(秋田大助君紹介)(第一七九四号)	五二六	同外十七件(大橋武夫君紹介)(第一八一五号)	五三五	同外一件(小泉純也君紹介)(第一八三四号)
四七七	同外一件(松田竹千代君紹介)(第一六六五号)	四九六	同(天野光晴君紹介)(第一七九五号)	五二七	同(奥野誠亮君紹介)(第一八一六号)	五三六	同外二十三件(小坂善太郎君紹介)(第一八三五号)
四七八	同外七件(松野頼三君紹介)(第一六六六号)	四九七	同(井手以誠君紹介)(第一七九六号)	五二八	同(奥野誠亮君紹介)(第一八一七号)	五三七	同外一件(小平久雄君紹介)(第一八三六号)
四七九	同外一件(淺徹郎君紹介)(第一六六七号)	四九八	同外二十九件(井出一太郎君紹介)(第一七九七号)	五二九	同外三件(加藤精三君紹介)(第一八一七号)	五三八	同外一件(小山長規君紹介)(第一八三七号)
四八〇	同(村山喜一君紹介)(第一六六八号)	四九九	同外二件(井村重雄君紹介)(第一七九八号)	五三〇	同(加藤高藏君紹介)(第一八一八号)	五三九	同外二件(小山谷二君紹介)(第一八三八号)
四八一	同外一件(栗山秀君紹介)(第一六六九号)	五〇〇	同外三件(伊東正義君紹介)(第一七九九号)	五三一	同外五件(加藤常太郎君紹介)(第一八一九号)	五四〇	同外二件(佐々木秀世君紹介)(第一八三九号)
四八二	同(柳田秀一君紹介)(第一六七〇号)	五〇一	同外二件(池田正之輔君紹介)(第一八〇〇号)	五二二	同外四件(金子一平君紹介)(第一八二〇号)	五四一	同外九件(佐々木義武君紹介)(第一八四〇号)
四八三	同外一件(山下榮二君紹介)(第一六七一号)	五〇二	同外七件(石田博英君紹介)(第一八〇一号)	五二三	同外十件(金子岩三君紹介)(第一八二一号)	五四二	同(佐野憲治君紹介)(第一八四一号)
四八四	同(山中貞則君外一名紹介)(第一六七二号)	五〇三	同(石田有全君紹介)(第一八〇二号)	五二四	同(金丸信君紹介)(第一八二二号)	五四三	同外一件(坂田英一君紹介)(第一八四二号)
四八五	同外三件(山中日露史君紹介)(第一六七三号)	五〇四	同(稻富稔人君紹介)(第一八〇三号)	五二五	同外六件(上林山榮吉君紹介)(第一八二三号)	五四四	同外五件(坂田道太君紹介)(第一八四三号)
四八六	同(吉川兼光君紹介)(第一六七四号)	五〇五	同外一件(稻葉修君紹介)(第一八〇四号)	五二六	同(龜山孝一君紹介)(第一八二四号)	五四五	同外三件(坂村吉正君紹介)(第一八四四号)
四八七	同外五件(吉田賢一君紹介)(第一六七五号)	五〇六	同外十四件(宇野宗佑君紹介)(第一八〇五号)	五二七	同外一件(鴨田宗一君紹介)(第一八二五号)		
		五〇七	同(植木庚子郎君紹介)(第一八〇六号)		同外十五件(唐澤俊樹君紹介)(第一八二六号)		
		五〇八	同外二件(白井莊一君紹介)(第一八〇七号)				

昭和三十三年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一) 請願日程

二〇八

五四六	同外十五件(笹山茂太郎君紹介)(第一八四五号)	五六六	同(谷垣專一君紹介)(第一八六五号)	五八三	同外六件(丹羽喬四郎君紹介)(第一八八二号)	六〇四	同外一件(水田三喜男君紹介)(第一九〇三号)
五四七	同外四件(椎熊三郎君紹介)(第一八四六号)	五六七	同外六件(地崎宇三郎君紹介)(第一八六六号)	五八四	同(西尾末廣君紹介)(第一八八三三号)	六〇五	同外四件(村山達雄君紹介)(第一九〇四号)
五四八	同外四件(沢田政治君紹介)(第一八四七号)	五六八	同外二件(千葉七郎君紹介)(第一八六七号)	五八五	同外二件(西岡武夫君紹介)(第一八八四号)	六〇六	同外九件(毛利松平君紹介)(第一九〇五号)
五四九	同(重政誠之君紹介)(第一八四八号)	五六九	同外十一件(塚原俊郎君紹介)(第一八六八号)	五八六	同外一件(西村直己君紹介)(第一八八五号)	六〇七	同外一件(栗山秀君紹介)(第一九〇六号)
五五〇	同(貫川清之君紹介)(第一八四九号)	五七〇	同(辻原弘市君紹介)(第一八六九号)	五八七	同外十八件(根本龍太郎君紹介)(第一八八六号)	六〇八	同(森清君紹介)(第一九〇七号)
五五一	同外三件(澁谷直藏君紹介)(第一八五〇号)	五七一	同外五件(坪川信三君紹介)(第一八七〇号)	五八八	同外九件(入田貞義君紹介)(第一八八七号)	六〇九	同(森下元晴君紹介)(第一九〇八号)
五五二	同(正示啓次郎君外三名紹介)(第一八五一号)	五七二	同外一件(登坂重次郎君紹介)(第一八七一号)	五八九	同外一件(濱田幸雄君紹介)(第一八八八号)	六一〇	同(森田重次郎君紹介)(第一九〇九号)
五五三	同外九件(壽原正一君紹介)(第一八五二号)	五七三	同外一件(堂森芳夫君紹介)(第一八七二号)	五九〇	同(原茂君紹介)(第一八八九号)	六一一	同外一件(森本靖君紹介)(第一九一〇号)
五五四	同(周東英雄君紹介)(第一八五三三号)	五七四	同外二件(泊谷裕夫君紹介)(第一八七三三号)	五九一	同外一件(平岡忠次郎君紹介)(第一八八九号)	六二二	同外二件(森山欽司君紹介)(第一九一一号)
五五五	同(砂田重民君紹介)(第一八五四号)	五七五	同(内藤隆君外三名紹介)(第一八七四号)	五九二	同(福田篤泰君紹介)(第一八九二二号)	六二三	同外一件(八木昇君紹介)(第一九一二号)
五五六	同外九件(關谷勝利君紹介)(第一八五五号)	五七六	同外一件(中垣國男君紹介)(第一八七五号)	五九三	同(福田勉夫君紹介)(第一八九三三号)	六二四	同外十九件(安井吉典君紹介)(第一九一三三号)
五五七	同外一件(田口誠治君紹介)(第一八五六号)	五七七	同外十六件(中川一郎君紹介)(第一八七六号)	五九四	同(福田一君紹介)(第一八九四四号)	六二五	同外一件(柳田秀一君紹介)(第一九一四四号)
五五八	同外五件(田口長治郎君紹介)(第一八五七号)	五七八	同外六件(中澤茂一君紹介)(第一八七七号)	五九五	同外二件(福永健司君紹介)(第一八九四四号)	六二六	同外五件(山内広君紹介)(第一九一五五号)
五五九	同(田中織之進君紹介)(第一八五八号)	五七九	同外一件(中曾根康弘君紹介)(第一八七八号)	五九六	同外六件(藤枝泉介君紹介)(第一八九五五号)	六二七	同(山田耻目君紹介)(第一九一六六号)
五六〇	同外八十六件(田中龍夫君紹介)(第一八五九号)	五八〇	同外九件(中山榮一君紹介)(第一八七九号)	五九七	同(藤本孝雄君紹介)(第一八九六六号)	六二八	同外三件(山本幸雄君紹介)(第一九一七七号)
五六一	同外四件(田村良平君紹介)(第一八六〇号)	五八一	同外十件(南條徳男君紹介)(第一八八〇号)	五九九	同外一件(堀昌雄君紹介)(第一八九八七号)	六二九	同外五件(山村新治郎君紹介)(第一九一八八号)
五六二	同外一件(多賀谷眞稔君紹介)(第一八六一号)	五八二	同外五件(二階堂進君紹介)(第一八八一号)	六〇〇	同(堀内一雄君紹介)(第一八九九八号)	六三〇	同(湯山勇君紹介)(第一九一九九号)
五六三	同(高瀬傳君紹介)(第一八六二二号)			六〇一	同外四十二件(増田甲子七君紹介)(第一九〇〇号)	六三一	同(吉川兼光君紹介)(第一九二〇号)
五六四	同外一件(高橋清一郎君紹介)(第一八六三三号)			六〇二	同外二件(松平忠久君紹介)(第一九〇一七号)	六三二	同(早稲田柳右五門君外十六名紹介)(第一九二二二号)
五六五	同外一件(館林三喜男君紹介)(第一八六四三三号)			六〇三	同外十件(三池信君紹介)(第一九〇二二七号)		

昭和三十一年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一) 請願日程

一一〇

- 四八 同(吉川久衛君紹介)(第二一九号)
 四九 同(倉石忠雄君紹介)(第二二〇号)
 五〇 同(小坂善太郎君紹介)(第二二二号)
 五一 同(下平正一君紹介)(第二二二号)
 五二 同(中澤茂一君紹介)(第二二三号)
 五三 同(羽田武嗣郎君紹介)(第二二四号)
 五四 同(増田甲子七君紹介)(第二二五号)
 五五 同(松平忠久君紹介)(第二二六号)
 五六 身体障害者に対する強制義務雇用及び安全就業に関する諸願(江田三郎君紹介)(第三〇〇号)
 五七 精神上に著しい欠陥ある者を収容する老人ホーム設置に関する諸願(小沢辰男君紹介)(第三〇一号)
 五八 国民健康保険制度の改善促進に関する諸願(加藤高藏君紹介)(第三〇二号)
 五九 業務上の災害によるせき髄障害者援護に関する諸願(蔵内修治君紹介)(第三〇三号)
 六〇 日雇労働者健康保険の改善に関する諸願外五件(肥田次郎君紹介)(第三一九号)
 六一 同(大原亨君紹介)(第三二〇号)
 六二 同(小林進君紹介)(第三二二号)
 六三 同(伊藤よし子君紹介)(第三五七号)
 六四 同(高田富之君紹介)(第三五八号)
 六五 同(長谷川保君紹介)(第三九九号)
 六六 同外二件(井岡大治君紹介)(第四一四号)
 六七 同外十五件(野原覺君紹介)(第四一五号)
 六八 同外十二件(吉村吉雄君紹介)(第四一九号)
 六九 同外十二件(吉村吉雄君紹介)(第四八七号)
 七〇 衛生検査技師法の一部改正に関する諸願(小林進君紹介)(第三二二号)
 七一 同(栗山秀君紹介)(第三二三号)
 七二 同(藤本孝雄君紹介)(第四二八号)
 七三 失業保険の適用範囲の拡大充実に関する諸願(唐澤俊樹君紹介)(第三三六号)
 七四 同(原茂君紹介)(第五〇三三号)
 七五 原爆被害者援護法の早期制定に関する諸願(唐澤俊樹君紹介)(第三三七七号)
 七六 戦争犯罪裁判関係者の補償に関する諸願(逢澤寛君紹介)(第三五六号)
 七七 同(受田新吉君紹介)(第三九一号)
 七八 同(江崎真澄君紹介)(第四五一号)
 七九 国民健康保険制度の改善促進に関する諸願(赤城宗徳君紹介)(第三五九号)
 八〇 同(橋本登美三郎君紹介)(第四一三三号)
 八一 同(登坂重次郎君紹介)(第四五〇号)
 八二 業務上の災害によるせき髄障害者援護に関する諸願(谷川和穂君紹介)(第三六〇号)
 八三 同(田川誠一君紹介)(第四一二二号)
 八四 身体障害者の福祉対策に関する諸願(山中貞則君紹介)(第三六四号)
 八五 日雇労働者健康保険制度改善及び老後の保障に関する諸願外五件(赤路友藏君紹介)(第三九七号)
 八六 全国一律最低賃金制の即時確立に関する諸願(滝井義高君紹介)(第三九八号)
 八七 日雇労働者健康保険の被保険者保護に関する諸願(澁谷直藏君紹介)(第四一〇号)
 八八 業務上の災害によるせき髄障害者援護に関する諸願外一件(田川誠一君紹介)(第四二二一号)
 八九 診療報酬引き上げに関する諸願外十七件(田中榮一君紹介)(第四一六号)
 九〇 炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する諸願(坂本泰良君紹介)(第四二四号)
 九一 国民健康保険の全被保険者七割給付に対する国庫負担増額に関する諸願(八田貞義君紹介)(第四二五号)
 九二 重度精神薄弱児扶養手当の支給範囲拡大に関する諸願(八田貞義君紹介)(第四二六号)
 九三 国立福島療養所の充実強化に関する諸願(八田貞義君紹介)(第四二七号)
 九四 保育予算増額に関する諸願(渡海元三郎君紹介)(第四四九号)
 九五 同外二十三件(田中武夫君紹介)(第四八四号)
 九六 老齢福祉年金の一般併給基準額引き上げに関する諸願(池田清志君紹介)(第四五六号)
 九七 老齢福祉年金の制限規定緩和に関する諸願(池田清志君紹介)(第四五七号)
 九八 動員学徒等軍属に対する援護法改正に関する諸願(辻寛一君紹介)(第四八五号)
 九九 健康保険の改善等に関する諸願(中村高一君紹介)(第四八六号)
 一〇〇 公衆浴場営業用上水道及び下水道料金減免に関する諸願(嶋田宗一君紹介)(第四九四号)
 一〇一 老人の福祉対策に関する諸願(高橋順一君紹介)(第五三六号)
 一〇二 国民健康保険制度の改善促進に関する諸願(中山榮一君紹介)(第五六九号)
 一〇三 同(塚原俊郎君紹介)(第六〇七号)
 一〇四 季節労働者の失業保険受給資格延長措置中止に関する諸願(岡田春夫君紹介)(第六七二二号)
 一〇五 同外五十八件(松浦定義君紹介)(第六九四号)
 一〇六 同(山内広君紹介)(第六九五号)
 一〇七 診療報酬引き上げに関する諸願外十二件(田中伊三次君紹介)(第七二九号)
 一〇八 林業労働者の失業保険適用に関する諸願(池田清志君紹介)(第七三三三号)
 一〇九 老人の福祉対策に関する諸願外二件(高橋順一君紹介)(第七五二二号)
 一一〇 同(高橋順一君紹介)(第八二五号)
 一一一 療養者の医療改善等に関する諸願(山花秀雄君紹介)(第八二六号)
 一一二 老人の福祉対策に関する諸願(高橋順一君紹介)(第八八七号)
 一一三 同外四件(高橋順一君紹介)(第九二八号)
 一一四 原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被害者の医療等に関する法律改正に関する諸願外三件(永山忠則君紹介)(第八八八号)
 一一五 季節労働者の失業保険受給資格延長措置中止に関する諸願外二十二件(芳賀貢君紹介)(第八八九号)
 一一六 同外二十七件(安井吉典君紹介)(第九二九号)

- 一一七 戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(中村寅太郎紹介)(第九二七号)
- 一一八 同(中村寅太郎紹介)(第一〇四四号)
- 一一九 衛生検査技師法の一部改正に関する請願(山口喜久一郎君紹介)(第九三〇号)
- 一二〇 原爆被害者援護法の制定並びに原爆症の根治療法研究機関設置に関する請願(林百郎君紹介)(第一〇六二二号)
- 一二一 同(江崎真澄君紹介)(第一五七五号)
- 一二二 季節、臨時労働者の失業保険打切り反対等に関する請願(川上貢一君紹介)(第一〇六三三号)
- 一二三 業務外の災害によるせき髄障害者援護に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第一〇六四号)
- 一二四 医療労働者の労働条件改善等に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第一〇六六号)
- 一二五 全国一律最低賃金制の即時確立に関する請願(加藤進君紹介)(第一〇六七号)
- 一二六 同外三件(谷口善太郎君紹介)(第一〇六八号)
- 一二七 日雇労働者健康保険制度改善及び老後の保障に関する請願外一件(加藤進君紹介)(第一〇六九号)
- 一二八 同外一件(川上貢一君紹介)(第一〇七〇号)
- 一二九 同外二件(谷口善太郎君紹介)(第一〇七一号)
- 一三〇 同外四件(林百郎君紹介)(第一〇七二号)
- 一三一 戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(田中龍夫君紹介)(第一一七五号)
- 一三二 身体障害者福祉拡充に関する請願(高橋禎一君紹介)(第一一七六号)
- 一三三 老人の福祉対策に関する請願(高橋禎一君紹介)(第一一七七号)
- 一三四 社会福祉施設職員の労働条件改善等に関する請願(門司亮君紹介)(第一一七八号)
- 一三五 同(茜ヶ久保重光君紹介)(第一五七〇号)
- 一三六 同(大出俊君紹介)(第一五七一号)
- 一三七 同(泊谷裕夫君紹介)(第一五七二二号)
- 一三八 同(松浦定義君紹介)(第一五七三三三)
- 一三九 同(安井古典君紹介)(第一五七四四号)
- 一四〇 せき髄障害者の援護に関する請願(藤山愛一郎君紹介)(第一四八五五号)
- 一四一 精神衛生法の改正に関する請願(岡良一君紹介)(第一四八六六号)
- 一四二 動員学徒等準軍属に対する援護法改正に関する請願外二十一件(灘尾弘吉君紹介)(第一四八八八号)
- 一四三 保育所措置費の国庫負担率に関する請願(逢澤寛君紹介)(第一四九三三三)
- 一四四 国民健康保険事業に対する財政措置に関する請願(逢澤寛君紹介)(第一四九四四号)
- 一四五 季節労働者の失業保険受給資格延長措置中止に関する請願外二十六件(松浦周太郎君紹介)(第一五七六六号)
- 一四六 ILO条約第八十七号批准に関する請願(長谷川保君紹介)(第四〇〇〇号)
- 一四七 国民健康保険制度の改善促進に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第一七〇八八号)
- 一四八 同(中山榮一君紹介)(第一七〇九号)
- 一四九 同(塚原俊郎君紹介)(第一九四六六号)
- 一五〇 同(丹羽喬四郎君紹介)(第一九四七号)
- 一五一 同外十二件(受田新吉君紹介)(第一九四八八号)
- 一五二 同外三千四百件(大橋武夫君紹介)(第一九四九九号)
- 一五三 同(櫻内義雄君紹介)(第一九五〇〇号)
- 一五四 同(細田吉蔵君紹介)(第一九五一号)
- 一五五 同外十三件(山田耻目君紹介)(第一九五二二二)
- 一五六 原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律改正に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一七一〇号)
- 一五七 同(勝間田清一君紹介)(第一七一一号)
- 一五八 同(竹本孫一君紹介)(第一七一二二二)
- 一五九 同(加賀田進君紹介)(第一七二〇号)
- 一六〇 同外一件(吉川久衛君紹介)(第一九七一七号)
- 一六一 同(佐々木更三君紹介)(第一九七二二二)
- 一六二 同(竹谷源太郎君紹介)(第一九七三三三)
- 一六三 同(三池信君紹介)(第一九七四四四)
- 一六四 同(西尾末廣君紹介)(第一九七五五五)
- 一六五 同(西宮弘君紹介)(第一九七六六六)
- 一六六 衛生検査技師法の一部改正に関する請願(佐々木秀世君紹介)(第一九七三三三)
- 一六七 同(塚原俊郎君紹介)(第一九三三三三)
- 一六八 動員学徒等準軍属に対する援護法改正に関する請願外二十三件(砂原格君紹介)(第一七一四四四)
- 一六九 原爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法研究機関設置に関する請願(堀昌雄君紹介)(第一七一五五五)
- 一七〇 同(吉田賢一君紹介)(第一七二六六六)
- 一七一 看護職員の労働条件改善等に関する請願(大出俊君紹介)(第一七二七七七)
- 一七二 同(秋山徳雄君紹介)(第一九三四四四)
- 一七三 同(山内広君紹介)(第一九三五五五)
- 一七四 石炭産業関係健康保険組合の財政確立に関する請願(齋藤邦吉君紹介)(第一七二八八八)
- 一七五 国民健康保険に対する財政措置に関する請願(山下第二君紹介)(第一七一九九九)
- 一七六 原爆被害者救援に関する請願(久保田豊君紹介)(第一七二〇〇〇)
- 一七七 同(竹本孫一君紹介)(第一七二二二二)
- 一七八 同(竹本孫一君紹介)(第一九七九九九)
- 一七九 日雇労働者健康保険制度改善及び老後の保障に関する請願外四件(岡田春夫君紹介)(第一七二二二二)
- 一八〇 同外二件(板川正吾君紹介)(第一七五八八八)
- 一八一 同(秋山徳雄君紹介)(第一九三八八八)
- 一八二 同外一件(江田三郎君紹介)(第一九三九九九)
- 一八三 同外二件(岡本隆一君紹介)(第一九四〇〇〇)
- 一八四 同外九十三件(春日一幸君紹介)(第一九四一〇一)
- 一八五 同(久保三郎君紹介)(第一九四二二二)
- 一八六 同外一件(佐野憲治君紹介)(第一九四三三三)
- 一八七 同(沢田政治君紹介)(第一九四四四四)
- 一八八 同(矢尾喜三郎君紹介)(第一九四五五五)
- 一八九 社会福祉施設職員の労働条件改善等に

—

[illegible]

二六 中国四国横断自動車道の早期建設に關する請願(足鹿覺君紹介)(第一七四四号)

二七 一級国道九号線米子市内公会堂、商工会議所間の改修に關する請願(足鹿覺君紹介)(第一七四五号)

二八 加茂川の改修に關する請願(足鹿覺君紹介)(第一七四七号)

○朗読を省略した議長長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律

法務省設置法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、昨十七日、本院は衆議院議員丹羽兵助君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、今十八日、本院は衆議院議員秋田大助君、同受田新吉君、同三池信君、同村山喜一君、参議院議員平島敏夫君及び同大和一君が在外財産問題審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、今十八日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十七年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十七年度国稅納金整理資金受払計算書
昭和三十七年度政府關係機關決算書

昭和三十九年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一) 朗読を省略した議長長の報告

一、今十八日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和三十七年度国有財産増減及び現在額總計算書

昭和三十七年度国有財産無償貸付状況總計算書

一、今十八日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和三十七年度物品増減及び現在額總計算書

一、今十八日、本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を繼續することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に關する件

二、恩給及び法制一般に關する件

三、国防に關する件

四、公務員の制度及び給与に關する件

五、榮典に關する件

地方行政委員会

一、地方行政連絡會議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、参議院送付)

二、地方財政法の一部を改正する法律案(川村鐵義君外八名提出、第四十六回国会衆法第四三三号)

三、地方自治に關する件

四、地方財政に關する件

五、警察に關する件

六、消防に關する件

一、國際情勢に關する件

大藏委員会

一、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、第四十六回国会衆法第五号)

二、酒稅法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第四十六回国会衆法第三〇号)

三、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第四十六回国会衆法第三一号)

四、入場稅法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第四十六回国会衆法第三二二号)

文教委員会

一、學校警備員の設置に關する法律案(三木喜夫君外八名提出、第四十六回国会衆法第二二二号)

二、學校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十名提出、第四十六回国会衆法第三三三号)

三、學校給食法の一部を改正する法律案(小平忠君外一名提出、第四十六回国会衆法第五一号)

四、文藝行政の基本施策に關する件

五、學校教育に關する件

六、社會教育に關する件

七、体育に關する件

八、學術研究及び宗教に關する件

九、國際文化交流に關する件

一〇、文化財保護に關する件

社會労働委員会

一、公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提出、衆法第八号)

二、厚生關係及び労働關係の基本施策に關する件

三、社會保障制度、医療、公衆衛生、社會福祉及び人口問題に關する件

四、勞使關係、労働基準及び雇用・失業対策に關する件

農林水産委員会

一、學校給食の用に供する牛乳の供給等に關する特別措置法案(湯山勇君外二十名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

二、學校給食の用に供する牛乳の供給等に關する特別措置法案(小平忠君外一名提出、第四十六回国会衆法第五〇号)

三、自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第七号)

四、農林水産業の振興に關する件

五、農林水産物に關する件

六、農林水産業団体に關する件

七、農林水産金融に關する件

八、農業災害補償制度に關する件

農工委員会

一、鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十六回国会衆法第五三三号)

二、消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、第四十六回国会衆法第一号)

三、官公需の中小企業者に対する発注の確保に關する法律案(松平忠久君外二十八名提出、第四十六回国会衆法第二五五号)

四、中小企業組織法案(松平忠久君外二十八名提出、第四十六回国会衆法第二六六号)

昭和三十三年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一) 朗読を省略した議長の報告

運輸委員会

- 一、道路運送法の一部を改正する法律案(關谷勝利君外四名提出、第四十六回国会衆法第五四号)
 - 二、陸運に関する件
 - 三、海運に関する件
 - 四、航空に関する件
 - 五、日本国有鉄道の経営に関する件
 - 六、港湾に関する件
 - 七、海上保安に関する件
 - 八、観光に関する件
 - 九、気象に関する件
- 通信委員会
- 一、郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出、第四十六回国会衆法第三号)
 - 二、公衆電気通信法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、第四十六回国会衆法第六号)
 - 三、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、第四十六回国会衆法第七号)
 - 四、郵政事業に関する件
 - 五、郵政監察に関する件
 - 六、電気通信に関する件
 - 七、電波監理及び放送に関する件
- 建設委員会
- 一、国土計画に関する件
 - 二、地方計画に関する件
 - 三、都市計画に関する件
 - 四、河川に関する件
 - 五、道路に関する件
 - 六、住宅に関する件
 - 七、建築に関する件

八、建設行政の基本施策に関する件

予算委員会

- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算委員会
- 一、歳入歳出の実況に関する件
- 二、国有財産の増減及び現況に関する件
- 三、政府関係機関の経理に関する件
- 四、公団等国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する件
- 五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会

- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

- 一、災害対策に関する件
- 石炭対策特別委員会
- 一、石炭対策に関する件

(通知書受領)

一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和三十三年度分の地方交付税の特例等に関する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する

法律

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

一、今十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名されは国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

一、今十八日、重宗参議院議長から船田議長宛、参議院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(第四十六回国会参第九号)

二、売春防止法の一部を改正する法律案(第四十六回国会参第一八号)

三、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案(第四十六回国会開法第四〇号)

二、税理士法の一部を改正する法律案(第四十六回国会開法第一五七号)

三、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び學術に関する調査

社会労働委員会

一、国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(第四十六回国会参第一〇号)

二、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(第四十六回国会参第一四号)

三、社会保障制度に関する調査

四、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、食料品総合小売市場管理会法案(第四十六回国会開法第一〇二号)

二、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、都市高速鉄道建設助成特別措置法案(第四十六回国会参第八号)

二、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算、

昭和三十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十七年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和三十七年度政府関係機関決算書

二、昭和三十七年度物品増減及び現在額總計算書

三、昭和三十七年度国有財産増減及び現在額總計算書

四、昭和三十七年度国有財産無償貸付状況總計算書

五、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

石炭対策特別委員会

一、当面の石炭対策樹立に関する調査

(要求書受領)

一、今十八日、内閣から、在外財産問題審議会委員に本院議員秋田大助君、同受田新吉君、同三池信君、同村山喜一君、参議院議員平島敏夫君及び同大和与一君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任)

一、昨十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

高瀬 傳君 坪川 信三君
田澤 吉郎君 西岡 武夫君

地方行政委員

大石 八治君 龜岡 高夫君
一萬田尚登君 中村 梅吉君

法務委員

田村 良平君 田中織之進君
根本龍太郎君 山田 長司君

社会労働委員

農林水産委員 西村 英一君
運輸委員 小平 忠君

佐々木義武君

永山 忠則君 長谷川 峻君
西岡 武夫君 稻富 稔人君

予算委員

一萬田尚登君 中村 梅吉君
根本龍太郎君 大石 八治君

決算委員

龜岡 高夫君 田村 良平君
一、今十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大平 正芳君 網島 正興君
福田 一君 山田 長司君

竹内 黎一君

渡辺美智雄君 橋本龍太郎君
地方行政委員 橋崎弥之助君

千葉 七郎君

大蔵委員 小林 進君
渡辺美智雄君 網島 正興君

文教委員

和田 博雄君 田中織之進君
社会労働委員 竹内 黎一君

農林水産委員 大平 正芳君

倉成 正君 八田 貞義君
藤田 義光君 坂村 吉正君

砂原 格君 田村 良平君

渡 徹郎君 倉成 正君

予算委員

田澤 吉郎君 倉成 正君

決算委員

田中織之進君 森本 靖君
千葉 七郎君 和田 博雄君

(常任委員補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

西岡 武夫君 田澤 吉郎君
坪川 信三君 高瀬 傳君

地方行政委員

一萬田尚登君 中村 梅吉君
大石 八治君 龜岡 高夫君

法務委員

根本龍太郎君 山田 長司君
田村 良平君 田中織之進君

社会労働委員

農林水産委員 齋藤 邦吉君
運輸委員 稻富 稔人君

西岡 武夫君

長谷川 峻君 永山 忠則君
予算委員 佐々木義武君

決算委員

大石 八治君 龜岡 高夫君
田村 良平君 一萬田尚登君

内閣委員

中村 梅吉君 根本龍太郎君
竹内 黎一君 渡辺美智雄君

地方行政委員

橋本龍太郎君 橋崎弥之助君
大平 正芳君 福田 一君

網島 正興君

山田 長司君 千葉 七郎君
大蔵委員 網島 正興君

文教委員

田中織之進君 和田 博雄君
社会労働委員 大平 正芳君

農林水産委員

砂原 格君 渡 徹郎君
田村 良平君 田邊 國男君

予算委員

倉成 正君 田澤 吉郎君
八田 貞義君 藤田 義光君

決算委員

和田 博雄君 千葉 七郎君
森本 靖君 田中織之進君

(特別委員辞任)

一、今十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

予算委員

倉成 正君 田澤 吉郎君

決算委員

和田 博雄君 千葉 七郎君
森本 靖君 田中織之進君

災害対策特別委員

久保田 豊君 田口 誠治君
石田 宥全君 松井 誠君

(特別委員補欠選任)

一、今十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

石田 宥全君 松井 誠君
久保田 豊君 田口 誠治君

(議案受領)

一、昨十七日、参議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。

建設省設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

建設省設置法の一部を改正する法律案(第四十六回国会開法第二十六号)(参議院送付)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第四十六回国会開法第二十七号)(参議院送付)

以上二件 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、今十八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨十七日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知し

た。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨十七日、参議院送付の次の同院継続審査案(第四十六回国会開法提出)を可決した旨参議院に通知した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

一、今十八日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十八名提出)

(案約通知書受領)

一、今十八日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十一年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、今十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

昭和三十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年年度国庫特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年年度国庫特別会計歳入歳出決算及び昭和三十三年年度政府関係機関決算書に関する報告書

決算の内容

一 一般会計

昭和三十三年年度一般会計歳入歳出決算は、歳入二兆九千四百七十六億二千二百万円、歳出二兆五千五百六十六億一千七百七十七万円、差引三千九百一十億五百万円の剰余金を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定によつて、昭和三十三年年度の歳入に繰り入れられている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額二兆五千六百三十億九千九百九十九万円に対し、三千八百四十五億三千三百九十九万円の増加となり、歳出においては、予算額二兆五千六百三十億九千九百九十九万円に前年度繰越額六百四十六億七千九百九十九万円を合わせた予算額は、二兆六千二百七十七億七千万円余であり、このうち支出済額は二兆五千五百六十六億一千七百七十七万円、翌年度繰越額は、五百二十二億九千九百九十九万円、不用額は、百八十八億五千三百三十九万円である。

国の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、三十五億六千万円余で、実際の債務負担額は、四億一千七百九十九万円余であり、既往年度よりの繰越債務額は、四十四億九千九百九十九万円、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、九億五千七百九十九万円余で、三十四億七千九百九十九万円に繰り越された。

歳出予算の繰越債務額の本年度債務負担額は、二百二十三億五千三百三十九万円余であり、既往年度よりの繰越債務額は、百八十三億七千九百九十九万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、百八十一億四千九百九十九万円余で、二百二十五億九千九百九十九万円に繰り越された。

財政法第十四条の二第一項の規定に基づく継続費による債務負担額の本年度限度額は、九十四億九千九百九十九万円余で、実際の債務負担額は、七十億九千九百九十九万円余であり、既往年度よりの繰越債務額は、五十九億九千九百九十九万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、五十七億二千四百九十九万円余で、七十三億六千四百九十九万円に繰り越された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、六百五十六億五千万円余で、実際の債務負担額は、六百十九億三千二百九十九万円余、既往年度よりの繰越債務額は、一千二百一十一億三千九百九十九万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、五百九十四億四千九百九十九万円余で、一千四百四十六億二千二百九十九万円に繰り越された。

財政法第十五条第二項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、三十億円で、実際の債務負担額は、既年度より繰越債務額もない。

八十八億五千三百三十九万円である。

国庫の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、三十五億六千万円余で、実際の債務負担額は、四億一千七百九十九万円余であり、既往年度よりの繰越債務額は、四十四億九千九百九十九万円、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、九億五千七百九十九万円余で、三十四億七千九百九十九万円に繰り越された。

歳出予算の繰越債務額の本年度債務負担額は、二百二十三億五千三百三十九万円余であり、既往年度よりの繰越債務額は、百八十三億七千九百九十九万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、百八十一億四千九百九十九万円余で、二百二十五億九千九百九十九万円に繰り越された。

法律、条約等で債務総額の定めのある債務負担の本年度限度額は、九十六億円で、実際の債務負担額は九十六億円で、既往年度より繰越債務額は、二千四百一十一億六千三百百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、二百六十六億二百万円余で、二千二百四十一億六千百万円余が翌年度以降に繰り越された。

公債の本年度債務負担額は、内国債二百七十八億一千七百万円余、外国債（円換算以下同じ）五百百万円余、計二百七十八億二千二百百万円余であり、既往年度より繰越債務額は、内国債四千三百三十七億五千八百百万円余、外国債四百四十億三千三百百万円余、計四千七百七十七億九千二百百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、内国債五百七十七億四千九百万円余、外国債六十三億七千七百百万円余で、内国債四千八百八億二千六百万円余、外国債三百七十六億六千六百万円余、計四千四百八十四億八千七百百万円余が翌年度以降に繰り越された。

借入金金の本年度債務負担額は、四千円であり、既往年度より繰越債務額は、四百八十六億六千百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、六十二億二百万円余で、四百二十四億五千八百百万円余が翌年度以降に繰り越された。

戦時納税貯蓄証書の発行に基づく債務負担額の既往年度より繰越債務額は、五十九万八千円余、本年度債務消滅額は三千円余で、五十九万八千円余が翌年度以降に繰り越された。

なお、右のほか保証債務に係るものについては、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、一千八百五億一千八百百万円余で、実際の債務負担額は一千八百六十四億七千八百百万円余であり、既往年度より繰越債務額は五千三百三十九億八百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、五百億九千四百百万円余で、六千六百八十二億九千二百百万円余が翌年度以降に繰り越された。

円余が翌年度以降に繰り越された。

また、法律、条約等で保証債務総額の定めのある債務負担の本年度限度額及び実際の債務負担額は、既往年度より繰越債務額は、二十九億四千九百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、二億五百万円余で、二十七億四千三百百万円余が翌年度以降に繰り越された。

(一) 特別会計

昭和三十七年度特別会計の数は四十一であつて、その決算額の合計は、歳入四兆七千九百八十四億一千五百百万円余、歳出四兆二千八百三十六億一千六百万円余である。

昭和三十七年度特別会計に属する国の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、六十二億円で、実際の債務負担額は、五十一億八千三百百万円余であり、既往年度より繰越債務額は、六百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、五十一億七千万円余で、一千九百万円余が翌年度以降に繰り越された。

歳出予算の繰越債務額の本年度債務負担額は、百四十六億四千六百万円余であり、既往年度より繰越債務額は、百二十八億六千二百百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、百二十八億六千二百百万円余で、百四十六億四千七百百万円余が翌年度以降に繰り越された。

保険給付の繰越債務額の本年度未払額は、六千五百百万円余であり、既往年度より繰越未払額は、一億五千五百百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、一億五千万円余で、六千八百百万円余が翌年度以降に繰り越された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、五百三十二億四千九百万円余で、実際の債務負担額は、四百七十七億九百万円余であり、既往年度より繰越債務額は、四百二十三億五千八百百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、四百四十五億三千三百百万円余が翌年度以降に繰り越された。

円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、四百五十五億三千五百百万円余で、四百四十五億三千三百百万円余が翌年度以降に繰り越された。

財政法第十五条第二項の規定に基づく国庫債務負担行為に關しては、本年度これに該当するものはない。

法律、条約等で債務総額の定めのある本年度債務負担額は、一千七百六十四億四千万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、五十七億四千万円余で、一千七百六億九千九百万円余が翌年度以降に繰り越された。

公債の本年度発行はなく、既往年度より繰越債務額は、百三十六億一千七百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、十八億四千九百万円余で、百十七億六千八百百万円余が翌年度以降に繰り越された。

借入金金の本年度債務負担額は、百二十九億三千四百百万円余であり、既往年度より繰越債務額は、一千三百八十二百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、四十二億三千百万円余で、一千九百八十八億六百万円余が翌年度以降に繰り越された。

短期証券の本年度発行額は、二兆五千六百四十九億八千百万円余であり、既往年度より繰越債務額は、五千八百一十一億六千三百百万円、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、二兆四千七百八十九億八千四百百万円余で、六千六百七十一億六千万円が翌年度以降に繰り越された。

一時借入金金の本年度債務負担額は、一億三千万円余であり、既往年度より繰越債務額は、五千百万円、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、五千百万円余で、一億三千万円が翌年度以降に繰り越された。

他会計への繰入未済金の本年度債務負担額は、五百八十四億八千七百万円余であり、既往年度より繰越債務額は、四百八十二億七千五百百万円余、本年度繰入れその他の理由による債務消滅額は、五百九十億七千二百百万円余で、四百七十六億九千万円余が翌年度以降に繰り越された。

よる債務消滅額は、五百九十億七千二百百万円余で、四百七十六億九千万円余が翌年度以降に繰り越された。

未納付益金の本年度未納付額は、九億八千七百万円余であり、既往年度より繰越未納付額は、二十九億一千二百百万円余、本年度納付その他の理由による債務消滅額は、十億九千九百万円余で、二十八億八千万円余が翌年度以降に繰り越された。

なお、旧臨時軍事費特別会計所屬の歳入三千円余は、一般会計歳入歳出決算に添付された旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書に掲記されている。

(二) 国稅收納金整理資金の受入は、收納済額二兆二千二百一十一億三千五百百万円余であり、この資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は、二兆二千四百四十六億八千七百万円余で、五十四億四千八百百万円余が昭和三十七年度末の資金残額となつてゐる。これは、主として國稅に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

(四) 政府関係機関

本年度政府関係機関の数は十三で、収入合計は二兆三千六百九十二億九千万円余、支出合計は二兆一千七百四十七億三千百万円余である。

(一) 議決の内容

昭和三十七年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度國稅收納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、毎年度決算審議に際し、予算の効率的執行並びに不当不正事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、いぜんとして改善のあとが見られないのは、まことに遺憾である。

(一) 本年度決算について、予算がその目的に従つて効率的に使用され、所期の成果を十分に

達成することができたかという観点から検討すると、国の財政運営は、必ずしも満足し得るものとはいいがたく、なお改善を要すると認められる事項が見受けられる。

政府は、次の諸点について、特段の配慮をなし、万全の対策を講じ、もつて、今後一そう予算執行の効率化をはかるなど財政運営の適正化に努め、再びかかる指摘を受けることのないよう格別の努力を払う必要がある。

(1) 補助金の支出についてみると、事業が適正に実施されていないため、補助金交付の効果があがっていないものなどが多数見受けられる。すなわち、補助の対象として不適当なものや、事業費の積算が過大なものに補助金を交付したり、工事の施行が不良で補助の目的を達していないなどの事例が、農林省、建設省、通商産業省、労働省、厚生省、文部省、運輸省、総理府において多数ある。

これらは、事業主体において補助事業の適正な執行についての関心が薄く、工事の監督、検収が十分に行なわれないことなどによるものと認められるが、他方補助金を交付する各省において、事業主体に対する指導、監督が適切でなく、また、施行実績の調査、確認を十分行なわないまま補助金を交付していることによるものと認められる。

政府は、これらの諸点に留意し、事業主体に対して、適切な啓発、指導を行なうとともに、補助金交付の決定にあつて申請内容の調査を十分に行ない、さらに、完成後補助金の額の確定にあつて適切な実績の調査確認を行なうなどにより、補助金予算の適正効率的な使用に努めるべきである。

(2) 近時、公共利便の増進、経済基盤の強化等を目的として、道路整備、鉄道新線建設などの公共投資が著増しているが、これに

伴う用地の取得にあたつて、必要のない土地をあわせて買収したり、通常生ずる損失とは考えられないようなものに補償を行なつたり、用地に特に関係のない地元住民に協力料を支払つたりするなど、通常の限度を逸脱しているものが見受けられるのは遺憾である。

投資の効果をすみやかに発揮するためには用地の早急な取得が緊要であり、また、交渉にあたつて各種の困難な事情があることも十分理解することができ、不当な要求に対し安易な妥協をすることは、今後の事業実施をますます困難にするばかりでなく、結局、国民の負担を増大させることとなるものである。

政府は、今後公共事業の施行にあたつては、これらの点に十分留意し、関係諸法規の活用その他適切な処置により、適正な対価で円滑に用地を取得するよう格段の努力を払うべきである。

(3) 会計経理の適正な執行を確保するため各種の法令が制定されており、これを忠実に遵守すべきことの必要は論をまたないところであるが、これら法令の規定に違背して、予算外の経理を行なつたものが見受けられるのは遺憾である。しかも、それが次代の中核をなす人材養成の機関である国立大学において行なわれたことは憂慮にたえないところであつて、関係者の猛省を促すとともに、今後の再発防止につき万全の処置が望ましい。

(4) 国有財産の管理及び処分についてみると、売払い、貸付けにあたつて、調査が十分のため評価が適切でなく、売払価額や貸付料が低廉となり国に不利な結果をもたらしたものがあつたほか、事務処理に迅速、適確を欠く点が認められる。また、自作農創設のため国が取得した農地等の管理が十分でなく、貸付中の農地が他用途に転用さ

れたり、無断で使用されたりしているものが多数見受けられる。

政府は、これらの事例にかんがみて売払い、貸付けについて評価の適正を期するとともに、管理、監督体制を強化するなど、処置を講じ、国有財産の管理、処分の適正化に一そう努力を払うべきである。

(5) 職員の不正行為によつて国に損害を与えているものうち、特に郵政官署における現金取扱の状況を見ると、貯金預入等の受入処理をしないで領得したり、預金者から証書を預り保管中はしのままに払いもどして領得したりして、国に損害を与えたものが多数見受けられる。しかもこれらの不正行為のうちには職員を監督すべき地位にある者が行なつたものがあり、また、その行為が長期にわたつて行なわれているものがあるなどの事態をみると憂慮にたえないものがある。

政府は、このような事態にかんがみ、職員の自覚を喚起するとともに、内部牽制組織の確立などの予防措置を講じて、すみやかにこれらの不正行為の根絶を期し、国民の信を失ふことのないよう特段の努力を払う必要がある。

(6) 公社、公庫、公団、事業団等の事業運営状況をみると、事業計画についての検討が十分でなかつたり、事業運営が適切でなかつたりしたため事業成績が十分にあがつていないもの、会計経理の事務処理が適正を欠いているものなどが見受けられる。

政府は、これらの諸点にかんがみ、政府関係機関等に対してはその自主性を尊重し、適切な指導、監督を行なつて事業の効率的運営と経理の適正を確保し、もつて、国の出資等が十分に効果を発揮するよう努力する必要がある。

(7) 昭和三十一年度決算検査報告において会計検査院が指摘した不当事項については、これ

を不当と認める。

政府は、これらの事項について、それぞれすみやかに是正の処置を講ずる必要があることは言うまでもないところであるが、さらに、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう、制度、機構を改正整備するなど、抜本的な改善処置を講ずるとともに、予算執行に当たる職員、資質向上の自覚高揚に努めるべきである。

(8) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行にあたつては、本院における決算審議の経過及び結果を十分に反映させて適切な処置を講じ、財政運営の適正を期し、もつて国民の信託にこたえるべきである。

昭和三十一年十二月十七日

衆議院議長 船田 中殿 決算委員長 堀川 恭平

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

本件の趣旨

本件は、昭和三十一年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十一年度中に増加した国有財産の額は、一般会計並びに特別会計を合わせて四千七百三十一億一千円余、同じく減少した額は二千五百二億四円余、差引純増加額は二千二百二十九億一千円余である。

これを前年度末現在額三兆一千九百六十三億九千四百四十四円余に加算すると、本年度末現在額は三兆四千四百九十三億四百四十四円余である。

なお、増減のおもなものは、増においては、政府出資等一千四百四十四億四円余、建物一千九百三十三億

四千四百万円余、土地九百七億九千九百万円余、工作物八百六十六億四百万円余、航空機二百八十八億八百万円余、立木竹二百三十九億三千四百万円余、船舶二百二十八億七千七百万円余等であり、減においては、土地九百一十一億八千四百万円余、建物七百三十億四千五百万円余、工作物五百六十七億五千三百万円余、立木竹百二十九億五千五百万円余、船舶六十四億五百万円余、政府出資等五十七億四千三百万円余等である。

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年十二月十七日

決算委員長 堀川 恭平
衆議院議長 船田 中殿

昭和三十七年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

本件は、昭和三十七年度における国有財産無償貸付の状況を表示した報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十七年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて四十四億五千三百万円余、同じく減少額は七億一千三百万円余、差引純増加額は三十七億三千九百万円余である。

これを前年度末現在額百九十一億三百萬円余に加算すると、本年度末現在額は二百二十八億四千三百萬円余である。

なお、増加したおもなものは、公園の用に供するもの三十五億七千八百円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの八億六千四百円余等であり、減少したおもなものは、公園の用に供するもの三億五千八百円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの三億三百万円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年十二月十七日

衆議院議長 船田 中殿
決算委員長 堀川 恭平

昭和三十七年度物品増減及び現在額総計算書
に関する報告書

本件は、昭和三十七年度において、増加または減少した物品の額及び同年度末物品現在額の報告で、物品管理法第三十八条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十七年度中に増加した物品の額は、一般会計並びに特別会計を合せて九百五十九億九千二百万円余、同じく減少した額は、六百億四千四百万円余、差引純増加額は三百五十九億四千八百万円余である。

また、右のほか価格改定による差引純増加額は五億四千七百万円余である。

これらを前年度末現在額二千五百十七億三千九百万円余に加算すると、本年度末現在額は二千八百八十二億三千五百万円余である。

なお、増減のおもなものは、増においては、土木機器百七億八千二百万円余、車両及び軌条百十一億一千二百万円余、試験及び測定機器九十四億二千九百万円余、雑機器八十六億七千三百万円余等であり、減においては、土木機器百七

また、価格改定による差引純増加額のおもなものは、産業機器一億九千七百万円余、試験及十二億四千二百万円余、車両及び軌条八十九億七千万円余、推機器三十六億九千万円余等である。

び測定機器一億三千八百万円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その

旨議決した次第である。

昭和二十九年十二月十七日

決算委員長 堀川 恭平

衆議院議長 船田 中殿

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十八名提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案に、天災により損失を受けた農林漁業者等の経営の安定を図るため、被害農林漁業者等に対する経営資金等の貸付限度額の引上げ、貸付条件の緩和等を行なうとともに、利子補給及び損失補償に対する国の補助額を引き上げようとして提出されたものであつて、その要旨は、次のとおりである。

1 本案は、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正規定」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正規定」並びに本年七月一日以降の災害に本法を遡及適用するための附則規定」の三点からなっている。

の融通に關する暫定措置法の一部改正規定の要旨は、次のとおりである。

(一) 被害農林漁業者及び特別被害農林漁業者となりうる条件を緩和し、対象被害者の範囲を拡大しようとする。

(二) 経営資金の貸付条件の緩和をしようとするものであり、現行の貸付限度額の十五万円(北海道二十万円)を四十万円(北海道五十万円、法人四百万円(北海道五百万円))とすること。償還期限五年以内を十年以内

とすること。据置期間三年以内を設けること及び、さらに金利は年六分五厘を三分五厘に、年五分五厘を三分に、年三分五厘を

二分にそれぞれ改めようとする事。

(目) 事業資金の貸付条件の緩和をしようとするものであり、現行の貸付限度額の五百万円(連合会二千万円)を一千万円(連合会二千万円)に、償還期限三年及び金利年六分五厘をそれぞれ五年及び三分五厘に改めようとする。

(四) 利子補給及び損失補償の国の補助率を引き上げ、地方公共団体の補助の部分も国が全額補助できるように改めようとすること。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正規定の要旨は、次のとおりである。

ものであり、現行の貸付限度額の二十万円（北海道二十五万円、政令指定資金五十万円）を六十万円（北海道七十万円、政令指定資金百万円、法人六百万円（北海道七百万円及び

法人に対する政令指定資金一千万円に改めるとともに、償還期限七年を十三年に改めうとすること。

附則の規定の要旨は、次のとおりである。

本改正は、昭和三十九年七月一日以降の災害に遍及適用できるようにしていること。

議案の否決理由

本案は、直ちに実行したいものであると認め、賛成少数でこれを否決すべきものと議決し次第である。

本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費としては、本年度約二

万円の見込みである。
国会法第五十七条の三の規定による内閣の意の要旨

々傾聴すべき点もあるが、政府としては、現階においては賛成しかねる。」旨の意見が述べられた。

昭和三十九年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一) 議案に関する報告書

右報告する。

昭和三十九年十二月十八日

農林水産委員長 高見 三郎
衆議院議長 船田 中殿

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における農林漁業経営の動向及び資金需要の増大に対処するため、被害農林漁業者に対する経営資金の貸付限度額の引上げを行なおうとするもので、その要旨は次のとおりである。

本案は、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正規定」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正のための附則の規定」並びに「昭和三十九年七月一日以降の天災に本法を適用するための附則の規定」の三点からなっている。

1 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正規定の要旨は、次のとおりである。

(一) 経営資金の貸付限度額を引き上げようとするものであり、現行の貸付限度額の十五万円(北海道二十万円)を二十万円(北海道三十五万円)とすること。

(二) 農事組合法人等の法人に対する経営資金の貸付限度額を設けようとするものであるが、その額は二百五十万円とすること。

(三) 既に経営資金の貸付けを受けている者が、その償還期限内に再び被害農林漁業者に該当することとなった場合には、通常の貸付限度額に既貸付経営資金の償還必要額を加えた額とすること。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正規定の要旨は次のとおりである。

経営資金の貸付限度額を引き上げようとするものであり、現行の貸付限度額の二十万円(北海道二十五万円)を二十五万円(北海道四十万円)とすること。

3 本法を適及適用するための附則の規定の要旨は、次のとおりである。

本法は、昭和三十九年七月一日以降の天災に適用するようにすること。

二 議案の可決理由
本案は、被害農林漁業者の実情にかんがみ、農林漁業経営の安定を図るうえに妥当なものと認め、多数をもつて原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案は、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。
昭和三十九年十二月十八日
農林水産委員長 高見 三郎
衆議院議長 船田 中殿

(別紙)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、速やかに左記各項の実現を図るべきである。

一、本法施行と同時に本年七月一日以降の天災及びこれによる災害に対する融資わくを実情に見合うよう増額すること。

二、次期通常国会において貸付金利、償還期限等の貸付条件の改善を含む制度の抜本改正を行なうとともに、この場合において改正規定が本年七月一日以降の天災及びこれによる災害に対しても適及適用できるようにあわせ考慮すること。右決議する。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第四十六回国会開法第一一七号、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次のとおりである。

(一) 防衛庁設置法の一部改正

1 防衛力を整備するため、防衛庁本庁の定員を二、九三二人(自衛官二、一七一人、非自衛官七六一人)増員して、二七三、一二三人に改めること。

増員内訳
海上自衛官 一、六七二人(艦艇の増強等のための要員)
航空自衛官 四九六八(飛行部隊の新編等のための要員)
統合幕僚会議の自衛官 三人
非自衛官 七六一人

2 従来、大蔵省で行なっていた、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条第二項に基づくアメリカ合衆国政府に対する円資金の提供の事務(いわゆる在日米軍事援助顧問団に対する交付金事務)を、防衛施設庁に行なわせることとする。

(二) 自衛隊法の一部改正

1 航空団の任務遂行の円滑を期するため、航空団に飛行群を新たに編成すること。

2 友好国との親善関係に寄与するため、自衛隊の学校において委託を受けて外国人の教育訓練を実施することができるとすること。

3 予備勢力確保のため、予備自衛官を五、〇〇〇人増員して、その員数を二四、〇〇〇人に改めるとともに予備自衛官の呼称及び制服の着用等についての規定を整備すること。

4 南極観測の実施に際し、自衛隊が輸送その他の協力を行なうこととする。

5 町村合併に伴い、第十師団司令部の所在地を守山市から名古屋市中区に改めること。

6 任務の円滑な遂行を図るため、飛行教育集団司令部の所在地を宇都宮市から浜松市に改めること。

7 第八航空団を新たに編成し、その司令部を福岡県築上郡椎田町に置くこと。

二 議案の可決理由
本案は、わが国の防衛をより効率的に処理し、現下の諸情勢に対処するため、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約五億三千万円(二、九三一人の増員分)が、昭和三十九年度一般会計当初歳出予算に計上されている。

右報告する。
昭和三十九年十二月十八日
内閣委員長 河本 敏夫
衆議院議長 船田 中殿

官報

昭和三十九年十二月十八日

○第四十七回 衆議院會議録 第十一号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 十四件

内 成立 二件

予算 三件 両院可決

条約 一件 両院承認

法律案 十件 成立

議員提出議案 十七件

内 法律案 九件

内 成立 一件

否決 一件

本院閉会中審査 二件

本院審査未了 五件

決議案 四件

内 可決 一件

未決 三件

重要動議 四件 可決

本院において前国会から継続した議案 二十五件

内 内閣提出法律案 二件

本院閉会中審査 十九件

議員提出法律案 十九件

内 本院閉会中審査 十七件

本院審査未了 二件

決算その他 四件

委員長報告の通り議決

昭和三十九年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案等の総数及びその結果

議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、今十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨

衆議院に通知した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

一、今十八日、参議院送付の次の同院継続審査案

(第四十六回国会内閣提出)を可決した旨参議院

に通知した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

衆議院議員鈴木一君提出国鉄高架線下の賃借に

関する質問に対する答弁書

衆議院議員春日一幸君提出小豆緊急輸入及び小

豆定期取引に関する質問に対する答弁書

衆議院議員春日一幸君提出小牧飛行場周辺受信

者の受信料免除に関する再質問に対する答弁書

国鉄高架線下の賃借に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十九年十二月十日

提出者 鈴木 一

衆議院議長 船田 中殿

国鉄高架線下の賃借に関する質問主意書

国鉄高架線下の賃借については、戦後の混乱期

の影響もあり、とかく明朗を欠くところのうわさもあり、このことは、本院建設委員会においても取り

上げられてきた。その後、当局の努力により、漸

次、問題は解決されつつあることは何よりである

が、この際左記について、できる限り詳細に御回

答を煩わしたい。

記

東京都千代田区神田仲町一丁目五番地国鉄線御

茶ノ水秋葉原間神田旅籠町第十三号高架下二〇坪

三台六分の現在の状況(いかなる者の使用を承認

しているか、その経緯および理由)並びに右土地

について戦前より使用を承認され(賃借)ていた丸

二青果荷受配給株式会社(東京都千代田区神田仲

町一丁目五番地、現代表取締役松井正輔)の使用

を承認しなかつた理由はどうか。

右質問する。

昭和三十九年十二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員鈴木一君提出国鉄高架線下の賃借に

関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員鈴木一君提出国鉄高架線下の賃

借に関する質問に対する答弁書

一、(1) 当該高架下は、現在日米産業株式会社代

表取締役 石井明と東京都北区中十条二の

五 渡辺吉男の共同使用となつてゐる。

(2) 戦前の使用経過については、国鉄の書類

焼失のため詳らかではないが、丸二青果荷

受配給株式会社取締役社長 松井繁夫及び

日産機械工業株式会社(後の日米産業株式

会社)取締役社長 石井明の両名に使用承

認していた模様であるが、昭和二十年八月

戦災により建物焼失したので、この使用

承認を取消した。

(3) 昭和二十二年、国鉄は、鉄道弘済会に高

架下全部を使用承認し、鉄道弘済会はその

高架下一部を長尾組に貸し付けたが、長尾

組は鉄道弘済会及び国鉄に無断で第一興業

株式会社に当該高架下の建物を譲渡したの

で、昭和二十九年鉄道弘済会は第一興業を

相手として、建物取去、土地明渡しの訴を

東京地裁に提訴した。

(4) 昭和三十一年、調停の結果、「第一興業

は昭和三十一年十一月三十日まで高架下

を明渡し、鉄道弘済会は直ちに国鉄に引き

渡す。国鉄は、利害関係人日米産業株式会

社から高架下使用承認願いがあつたとき

は、承認を考慮すべき旨」の条項に基づ

き、昭和三十一年日米産業株式会社に對し

使用承認した。その後、昭和三十三年渡辺

吉男との共同名義に変更願いがあつたの

で、これを承認し現在に至つてゐる。

以上の経緯であるが、その後第一興業株式会

社と日米産業株式会社及び渡辺吉男の間で家屋

二二一

昭和三十九年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一) 議長の報告

明渡しについて、東京地裁において訴訟中であつたが、本年九月「第一興業株式会社」に名義変更することなど「を内容とする和解が成立した。二、戦災により建物が焼失したため、国鉄は他の使用承認者と同様に昭和二十年八月七日に使用承認を取り消したもので、これにより使用関係は消滅したものと解している。

その後、昭和三十七年九二青果荷受配給株式会社、松井正輔より正式に使用願いが提出されたが、当時、当該高架下は昭和三十一年十一月の東京地裁の調停条項に基づき、日米産業株式会社及び渡辺吉男に使用承認中であつたので、貸付できない旨回答し現在に至つてゐる。

右の質問主意書を提出する。
小豆緊急輸入及び小豆定期取引に関する質問
主意書
昭和三十九年十二月十六日

提出者 春日 一幸
衆議院議長 船田 中殿
小豆緊急輸入及び小豆定期取引に関する質問主意書

本年の国産小豆は、北海道の冷害のため著しい不作である。最大の需要期である年末年始を控えている現在、小豆の消費者価格は例年に比し著しく高い。また、商品取引所における小豆相場は、東京定期一月限の値段が一万円をこえる高値である。このことは、一部の思惑業者の投機的利益は、小豆消費者である一般庶民に転嫁せられることとなる。

本年は、中共及び韓国においては、小豆は豊作であり、これらの国は、輸出意向を示している。政府は、物価の騰勢がやまぬ現在、庶民の日常生活の安定のためにきめこまかい施策を実施すべきであり、この際緊急に有効な措置を講ずることが必要であると考えるが、政府としてはどのような措置を講ずるのか、次の事項について伺いたい。

一 年末年始における小豆の需給状況はどうなるか。また政府は年内の小豆輸入を講ずるつもりであるか、どうか、輸入しないとすればその理由は何か。
一 年内輸入が実現しなかつた場合、小豆の消費者価格は前年に比し、どの程度騰貴すると考えるか。

一 小豆の定期取引は、その相場変動が著しく公正な価格形成機能を果たすことよりもむしろ投機の対象となつてゐる。政府はこのような現状に對し、最近小豆定期取引に關し何等かの対策を講じたのであるか、また、近い将来講ずるつもりであるのか、政府の対策と方向の重点はどこにあるのか。
右質問する。

昭和三十九年十二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作
衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員春日一幸君提出小豆緊急輸入及び小豆定期取引に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出小豆緊急輸入及び小豆定期取引に関する質問に對する答弁書

一 北海道冷害によつて本年産小豆は著しい減産となる見通しであり、年末年始における市場出回り量も例年に比して著しく減少するものと考えられる。

年内における小豆輸入については、海外においては現在小豆の出回りが端境期であるため年末年始の到着は期待できず、船積みが二月以降となる見込みであるが、輸入発表はできるだけ早期に行なう予定である。

二 小豆の価格は北海道冷害の影響を受けて前年に比して約七〇パーセントの値上がりをしてしまつてゐるが、この価格は現在輸出国において輸出余力がないこと、二月以降中共等から輸入が行

なわれること等の諸要素が総合的に反映された価格と考えられるので、年内輸入が行なわれないうちにより年末年始においてさらに価格が高騰することはないものと考えられる。

三 最近の商品市場における小豆相場の高騰は、北海道の冷害による小豆の凶作に主たる原因があると考えられるが、かかる凶作時には一部思惑業者の投機的介入のおそれがあるので、これを予防するための措置として商品取引所を指導し、現在、次のような措置を実施させている。

(一) 商品仲買人の受託数量および売買数量の制限

(二) 委託証拠金、売買保証金等の増徴
(三) 過当な宣伝、広告、勧誘等の規制

以上の措置により、現在までのところ、商品市場における小豆相場は、小豆の需給の実勢を反映していると考えられるが、なお今後においても商品取引市場本来の機能である商品の公正な価格形成と円滑な流通の確保を図るため、適宜有効な措置を講じていく方針である。

右答弁する。

小牧飛行場周辺受信者の受信料免除に関する再質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和三十九年十二月十六日

提出者 春日 一幸
衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員春日一幸君提出小牧飛行場周辺受信者の受信料免除に関する再質問主意書

小牧飛行場周辺受信者の受信料免除に關しては、十二月八日付の質問に對し同月十五日付の政府からの答弁があつたが、右答弁には納得できないので、重ねて次の点につき政府の所見を承りたい。

免除区域については、飛行場の主要着陸帯の短辺の延長で当該飛行場の外辺から各一キロメートルの距離にある点および長辺の延長で当該飛行場

の外辺から各二キロメートルの距離にある点(主要着陸帯から同一方向にある二点のうちいずれか遠距離にある点)をとつて主要着陸帯に平行する線が交わつて得られる長方形を基準とし、音響の強度、地形、集落の状況等現地の実情を勘案して設定するようになつてゐることであるから、免除区域の指定は飛行場の発着による被害の程度が大体において同一である限り、右長方形の内外を問はず当該飛行場周辺受信者にひとしく受信料免除の取扱が及ぶようになされなければならぬものと考えられる。

しかるに、小牧飛行場周辺に設定した免除区域は現地の実情にそわなないため、免除区域外の隣接受信者は免除区域内の受信者と同じように飛行機の発着の都度テレビ画面がゆれ、ラジオは聴取不能に陥つてゐるにもかかわらず受信料免除の取扱を受けることができなくなつてゐる。したがつてこれら隣接受信者はかねてから地元放送局に被害の実情を訴えその善処方を要望してきたところであるが、このような不合理、不公正な現状はじきんぞん看過すべからざるものと考えられる。答弁書によれば政府は「右の免除基準の公正妥當な運用を図るよう日本放送協会を指導していきたいと考える」とのことであるので小牧飛行場周辺に設定した免除区域についてはさらに実情調査の上公正妥當な免除区域に訂正させる等政府において善処すべきものと考えられるがどうか。

右質問する。

昭和三十九年十二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作
衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員春日一幸君提出小牧飛行場周辺受信者の受信料免除に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出小牧飛行場周辺受信者の受信料免除に関する再質問に對する答弁書

小牧飛行場周辺の受信料免除区域の設定については、さきに答弁したとおり日本放送協会が実地調査および地元との打合せ等を行なつて慎重に決定したものであるが、その後の状況の変動も考えられるので、日本放送協会に対し再調査を行なうよう要望したところ、同協会は、可及的すみやかにこれを実施する旨回答があつた。

右答弁する。

衆議院会議録第九号中正誤

ペシ 段 行 誤

正

一三 一三 展示と

展示を理由と

一三 四二 通知

通告

一五 二九 覧覧会

博覧会

衆議院会議録第十号中正誤

ペシ 段 行 誤

正

一五 二九 統計

統計

衆議院会議録第十一号(一)中正誤

ペシ 段 行 誤

正

二〇 四三 かつてその

かつての

二六 四六 四十一億

四十億

三八 四八 向上の

向上と

三〇 三一 一防衛庁

防衛庁

昭和三十九年十二月十八日 衆議院会議録第十一号(一) 議長の報告

昭和三十九年十二月十八日 衆議院會議録第十一号(一)

一二四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価 一部二十五円

(ただし郵送料は三十円)
(郵送料別)

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一